

平成二十四年（二〇二二）二月

山形大学紀要（社会科学）第四十二卷第二号別刷

教 皇 改 革 (二)

関 口 武 彦

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

教皇改革(二)

関口武彦

目次

- 一 ウルバヌス二世とシスマの克服
- 二 法意識の変化と司牧充実への取組み
- 三 枢機卿団の成立と制度化の進展
- 四 叙任権闘争の解決に向けて

グレゴリウス七世の死から一年たった一〇八六年五月二十四日(聖霊降臨祭)に、モンテカッシーノ修道院長デシダリウスが教皇に選出された。正式に教皇に聖別されたのは翌年の五月九日であり、ヴィクトル三世を名乗っている。¹⁾改名によって帝国司教出身教皇ヴィクトル二世を想起したのである。²⁾彼の推奨でデシダリウスはモンテカッシーノ修道士になっている。デシダリウスはハインリヒ三世と彼が指名した一連の改革教皇を敬愛していた。そのためにグレゴリウス改革

の推進者というよりはむしろ調停者の人物であったといわれている。³⁾彼の名はグレゴリウス七世が遺言で後継者に推薦した三人の候補者の中に含まれていない。三名の候補者のうちルッカ司教アンセルムスはトスカーナ女伯マティルダからも支持されていたが、一〇八六年三月十八日に世を去っている。オステイアの司教枢機卿オドは選挙当日にローマを不在にしていたし、またリヨン大司教ユークはデシダリウスの日和見的態度に批判的であり、選挙人グループとは疎遠であった。モンテカッシーノとノルマン人諸侯の関係は親密であって、ノルマン人の南伊征服から多大な恩恵と利益を得ていた同修道院はノルマン人諸侯との友好にはとくに気をつかった。⁴⁾グレゴリウス七世によって一〇七四年三月以来六年以上にわたって破門されていたアプリア・カラブリア公ロベルト・グイスカルドに対してもモンテカッシーノは変らぬ信頼関係を保ちつづけた。教皇選挙会議が開かれたローマのサンタールチア教会にはサレルノ侯ギスルフ、カープア侯ヨルダヌス

などのノルマン人諸侯が出席しており、デシデリウスの選出が彼らの強い要望に支えられていたことを示している。デシデリウスがただちに教皇就任を受諾しなかったのはノルマン人諸侯の足並みがそろわなかったからであり、アプーリア公ルッジエーロ・ロボルサ（ロベルト・グイスカルドの息子）の支持をとりつけた後に、教皇就任に踏み切った。

デシデリウスはニコラウス二世によって一〇五九年三月にサンタ・チェチーリアの司祭枢機卿に任命され、選出時には最古参の司祭枢機卿であった。枢機卿デウス・デーディットなどのカノン法学者は、教皇ステファヌス三世が七六九年四月に制定した教皇選挙規定を引き合いにだして、教皇は司祭枢機卿か助祭枢機卿の中から選任されるべきだと主張していたが、⁵⁾デシデリウスの選出はこの要求にもかなったのである。ヴィクトル三世は一〇八七年八月末にベネヴェントに教会会議を召集した。教皇は対立教皇ウィベルトウス（クレメンツ三世）と教皇自身に人身攻撃をくわえていたリヨン大司教ユージェ、サン・ヴィクトル修道院長リシャールの両名を破門した。閉会后モンテカッシーノに戻り、九月十六日に同修道院で死去した。死の床で彼は司教枢機卿オドを後継者に推薦している。わずか四か月の教皇在位であり、実績をあげるいとまもなく世を去ったといつてよい。

フリッツシュはヴィクトル三世を評して、偉大な教皇グレゴリウス七

世の後継者にふさわしくなく、重大な状況に直面して聖ペトロの船を操るに足るだけの行動力をもちあわせていなかったと述べた。⁶⁾しかしこの評価は間違っている。一〇八〇年六月にグレゴリウス七世とロベルト・グイスカルドを和解させたチエブラーノ条約に仲介の労をとったのはデシデリウスであったし、教皇就任後も彼はノルマン人との友好路線を引き継いだのである。第二期の改革教皇権にとってノルマン人の財政・軍事的支援がなければ、北方の帝国の脅威に到底太刀打ちできなかったであろう。ノルマン人のおよそ半世紀にわたる友好の基礎をきずいた人物こそはデシデリウス・ヴィクトル三世にほかならなかったのである。

一 ウルバヌス二世とシスマの克服

ヴィクトル三世の死からおよそ半年後の一〇八八年三月八日（四旬節第一週）にテラチーナで選挙集会がもたれた。枢機卿全員が三日間の断食に入り、三月十二日（主日）にオステティアの司教枢機卿オドを全員一致で教皇に選出した。ウルバヌス二世がこれである。グレゴリウス七世が後継者の一人に指名し、ヴィクトル三世が後継者に推薦していた人物である。本選挙には空位のパレストリーナ司教をのぞいて六名の司教枢機卿全員が出席した。サン・クレメンテの司教枢機卿ラ

イネリウス（のちのバスカリス二世）が司祭枢機卿階級を、モンテカッシーノ修道院長オデリシウスが助祭枢機卿階級を代表して選挙結果に同意をあたえた。ローマ都督ベネデットは俗人を代表して司教枢機卿の提案に賛同した。一〇五九年の教皇選挙規定がひとまず守られたのである。⁷オドは教皇就任時には五十代前半であった。シャティヨン⁸シユルマルヌ（ランス南西二十五キロ）の貴族の出身であり、ランス大司教座聖堂の参事会員をへて大助祭になった。ランス時代の彼の師にブルーノ（カルトウジア会創設者）がいる。三十代前半にクリュニー修道士になり、修道院長ユীগの下で院長代行をつとめた。グレゴリウス七世が教皇庁のスタッフにふさわしい人材を探していたときにユীগが推薦したのがオドであり、教皇は彼をオステアアの司教枢機卿に任命した（一〇八〇年頃）。グレゴリウスは晩年にオドを教皇特使としてドイツに遣わした。彼はクヴェートリンブルクに教会会議を召集して、ハインリヒ四世とウイベルトゥスに対して厳しい教令を布告している（一〇八五年四月）。教皇ウルバヌスの個性は、ランス教会の大助祭としての行政人、ブルーノの薫陶をうけクリュニー修道院長ユীগのもとで培われた修道士的理想、グレゴリウス七世から学んだ戦闘的な改革精神によって特徴づけられよう。

で、彼がしりぞけたことはすべてしりぞけ、断罪したことを断罪し、彼が愛したことを十分に尊重し、彼が正当で普遍的とみなしたことを確認し承認します⁸と。自分はグレゴリウス七世の政策の継承者であるとアピールしたのである。しかし実際には、その運用はきわめて柔軟であった。ウルバヌス期の三名のミラノ大司教はいずれもローマに忠実であったが、アンセルムス三世（一〇八六—一〇九三年）はハインリヒ四世によつて叙任されたために教皇特使によつて廢され、一度は修道院に隠棲した身であった。教皇は彼に特免をあたえてミラノ大司教に復帰させている。彼が以後ローマに忠実な改革者になったことは言うまでもなからう。他方では、教皇はパタリア運動の指導者アリアルドとエルレンバルドの両名を列聖して急進派を懐柔している。⁹ウルバヌスはまた皇帝の権力をそぐためとあれば、利用できるものはなんでもあれ利用するという仮借ない現実政治家の一面をもっていた。¹⁰ハインリヒ四世に対抗するために年齢が著しくかけ離れているマティルダとバイエルンのヴェルフ四世の息子（五世）の結婚をとりはからい（一〇八九年）、この婚姻同盟によつてイタリアに遠征したハインリヒのドイツへの帰路を遮断した。一〇九三年にハインリヒ四世の長子コンラートが父に背いて反乱をおこすと、教皇はすかさずミラノ大司教に彼をイタリア王として戴冠させ、二十歳に達したばかりのこの若者に叙任権を含むローマ教会の権利を認めさせた。翌々年四月には、コン

ラートはクレモーナでウルバヌスに馬丁奉仕 (stratoris officium) をしている。¹⁴⁾ 同じ頃ミラノ、クレモーナ、ローディの諸都市がロンバルデーア都市同盟を結成すると、教皇はこれを支援して皇帝軍に対抗させた。アルプス街道が封鎖されてドイツからの補給が断られたためにハインリヒの軍隊はイタリア北東部(ヴェローナとパードヴァのあいだ)に釘付けになった。ハインリヒがブレンナー峠を越えてドイツに帰還できたのは一〇九七年の春であった。マティルダとヴェルフ五世の結婚生活が破綻し、皇帝がヴェルフ四世と和解してバイエルン公領を彼に返還したことで帰国が実現したのである。一〇九四年にはハインリヒの後妻エウブラクシアが王宮から逃亡してマティルダに保護された。翌年のピアチェンツァ教会会議で教皇はエウブラクシアにハインリヒの性的虐待を証言させ、彼女に特免をあたえて自由を保証している。

オドが教皇名としてウルバヌスを名乗った理由は何であろうか？ フールマンやハルトマンはグレゴリウス七世の命日(五月二十五日)が聖ウルバヌス一世の祝日にあたってしていると主張した。¹⁵⁾ ウルバヌス一世は偽イシドルス法令集では聖職者の共同生活、使徒的清貧の奨励者として有名である。ウルバヌス二世が発給した特許状においてもウルバヌス一世は律修生活の創始者の一人として引用されている。聖堂参事会改革に熱心なウルバヌス二世が改革の先駆者であるウルバヌス一

世を想起した可能性は十分に考えられよう。¹⁶⁾

ウルバヌス二世はいわゆる巡歴教皇の一人であり、この点でレオ九世に似ている。十一年四か月の在任中ローマで過したのは三年八か月にすぎず、これは在任期間の三分の一に満たない。三年三か月は南伊のノルマン人領に滞在している。在位中十一回の教会会議を開催したが、うち四回は南伊の都市メルフィ、ベネヴェント、トロイア、パリで開かれた。ウルバヌスは一〇九一、九二、九五年にはローマに一歩も足を踏み入れていない。¹⁷⁾ これほど長期にわたってローマを留守にしながらシスマに勝利できたのは南伊のノルマン人とフランス聖界人の支持と協力が得られたからにほかならない。クリュニー出身のウルバヌスはつねに修道院長ユーグと親密に連携しながら行動し、クリュニー修道会の西欧的なネットワークが彼の支持勢力の拡大に寄与したことを忘れてはなるまい。ローマを制することが西欧の聖俗界貴族の支持をとりつけるための必要条件ではなくなったのであり、「教皇がいるところ、そこがローマである」《ubi est papa ibi est Roma》という考えが次第に根をおろしつつあったのである。¹⁸⁾

ウイベルトゥス(クレメンヌス三世)は「中世において最も成功した皇帝の対立教皇」と言われている。¹⁹⁾ 一〇八〇年六月のブリクセン会議で皇帝によって対立教皇に指名され、一〇八四年三月にラテラノ聖堂

において正式に就任した。一一〇〇年に死去するまで二十年以上にわたって対立教皇の地位にとどまったのである。これに対して正統教皇の教皇位継承はスムーズに行かなかつた。グレゴリウス七世の死からウルバヌス二世の即位までの三年のあいだ、その半分の期間（一〇八五年五月一—一〇八六年五月、一〇八七年九月一—一〇八八年三月）は教皇座が空位であった。ウルバヌスにとって最大の懸案は、いかにして混乱した教会を立て直し、シスマを解決するかにあったといえよう。

(i) ウルバヌスは選出後南イタリアを訪れ、トロイアでシチリア伯ルッジェーロ一世と会見した。南伊の支持基盤を固めることに全力をつくしたのである。他方、ウイベルトゥスはローマに教会会議を開催してウルバヌスを破門し、聖職売買と聖職者の不品行を断罪した。反シモニア、反ニコライズムの改革に関しては、両教皇のあいだに政策上の差異はない。さらに皇帝にたいする忠誠誓約の解除は諸悪の根源であるとしてこれを非難した。秘跡の効力をめぐっては改革教皇権以上に厳正であった。ウイベルトゥスは再洗礼、再聖別、再叙階を固く禁じ、一貫して正統理論の継承者であった。¹⁷⁾ 彼は祭壇の役務者の貞潔を重視する点では人後に落ちなかつたが、罪を犯した司祭のミサを拒む者に対しては破門をもって臨んだ。「不平を鳴らす民衆の横暴」¹⁸⁾ 《*nummularius populi insolentia*》には警戒を呼びかけている。¹⁹⁾ グレゴリウス七世のように司祭の不品行を改めさせるために民衆の力を動

員するといふ考えにはウイベルトゥスはもとより反対であつた。彼はビザンツとの関係改善にも努め、ノルマン人によってレッジヨの座を追われた大司教バシレイオスを介してコンスタンティノーブル総主教に書簡を送りとどけている。おそらくレオ九世と同様にノルマン人に対抗するためにビザンツ皇帝との同盟を考えており、これによってノルマン人の駆逐とビザンツ教会の自由の回復が達成できると主張したのである。ノルマン人を味方につけ、おのれの陣営に取り込むという度量は彼には欠けていた。バシレイオスもウルバヌスに対しては否定的な印象しかもつておらず、彼をシモニストでノルマン人のマリオネットとみなしていた。²⁰⁾

ウルバヌスが公的な場に姿をみせたのは一〇八九年九月のメルフィ教会会議が最初である。ここで一連の改革教令が制定された。十六か条のカノンのうちで注目されるのは教区司教権の強化を策したカノン（第五、六、九、十、十五条）である。とくに第五条は、俗人が司教ないし教皇の同意なしに修道院、参事会に十分の一税、教会、教会付属の諸権利を寄進するのを禁止した。司教権の復興とヒエラルヒー再建への意欲を示した教令であり、野放図な修道院への寄進によって司教権が疎外され、司牧がゆるがせになるのを警戒したのである。²¹⁾ このような司教主義的傾向をもつ教令は今後も繰り返し制定されよう。

一〇九〇年三月にハインリヒ四世はイタリア遠征のためにドイツを

発った。以後七年間ドイツを留守にしている。四月にはマントヴァが包囲され、身の危険を感じたウルバヌスはローマを去って南伊に避難した。その後三年間、彼はローマに足を踏み入れていない。翌年二月にウイベルトゥスはローマに入った。サン・タンジェロ城を占領し、一年余りローマに滞在した。最も長期のローマ滞在であり、この期間（一〇九一年二月―一〇九二年二月）がウイベルトゥスの絶頂期であった。²¹⁾一〇九〇年から一〇九一年のあいだにドイツの有力なゲレゴリアンがあいついで世を去っている。メッス司教ヘルマン、ヴェルツブルク司教アダルベロ、ヒルザウ修道院長ウィルヘルム、パッサウ司教アルトマンがこれであり、ハインリヒ四世の地位は安定を取り戻すかにみえた。

(ii) ハインリヒ四世は一〇九二年の復活祭をマントヴァで祝ったのち、同年夏にはトスカーナのマティルダ配下の要塞をつぎつぎに攻略した。マティルダはヴァサルルの進言を容れてカノッサ南方のカルピネーティ要塞で皇帝側との和平交渉に応じた。しかし対立教皇の承認をめぐって意見の調整がつかず、交渉は決裂した（九月）。マティルダの陣営では主戦論者が勢力をもちかえした。十月にハインリヒはカノッサ攻略に失敗し、皇帝軍はポー川北方に撤退を余儀なくされた。これが戦局の転機になった。²²⁾ハインリヒは一〇九二年秋から翌年の冬までウイベルトゥスと一緒にパヴィーアですごしている。一〇九三年

になるとハインリヒを取り巻く情勢は一段と厳しさをました。前述したようにコンラートの反乱、ロンバルディーア都市同盟の結成は、マティルダ・ヴェルフ軍の同盟とあいまって、ハインリヒのドイツ帰還を絶望的にした。彼の軍隊はイタリア北東部の一角に封じ込められたのである。ウルバヌスは一〇九三年十一月末にローマに戻った。十二月にはリヨン大司教ユーグをフランスの教皇特使に再任し、教皇改革に本腰を入れて取り組む態勢をととのえた。一〇九四年春、ヴァンドーム修道院長ジョフロワが提供した資金によってラテラノ宮殿を買収し、復活祭をここで祝っている。他方、ウイベルトゥスはその後長くラヴェンナにとどまったのである。

一〇九五年三月にピアチェンツァで開催された教会会議は両教皇の形勢の逆転を示しているといっても過言ではあるまい。二月にマティルダと共にピアチェンツァに入ったウルバヌスは三月一日に当地で教会会議を主宰した。ピアチェンツァはラヴェンナ教会管区の西端に位置するラヴェンナ大司教座の属司教座であり、ウイベルトゥス派に対抗してここで教会会議を開くことでウルバヌス派の優位を印象づける狙いがあった。²³⁾召集令状はイタリアのほかフランス、ドイツの高位聖職者にも発送された。会議には「無数の民衆」がつけかけ、ベルノルドの推計では四千人の聖職者と三万人をこえる俗人が参加したという。²⁴⁾「教会に収容しきれないほど多数の民衆が参加したので」会議

は「郊外の畑で」《extra urbem in campo》開かれた。⁽²⁶⁾フランスから十四名の高位聖職者が出席し、ドイツからもザルツブルク大司教ティーマ、コンスタンツ司教ゲープハルト、パッサウ司教ウダルリヒが参加した。十五か条のカノンが伝えられているが、その半数近くは違法に叙階された聖職者に関する規定である。⁽²⁶⁾当会議は、シモニストの叙階を異端者、離教者の叙階とほぼ同等にあつかっている。シモニスト叙階は違法《irritus》であつて効能《vires》を有さない（第二条）。異端者および侵入者（離教者）の叙階も同様に違法である（第九条）。叙階そのものは無効ではないにしても違法であり、恩恵の働きがないという意味でそれは不完全である。ウルバヌスは正統教会による和解の按手によつて秘跡の効能が回復されると信じていた。本教令中には慈悲《misericordia》という用語が数箇所で見いだされ、特免《dispensatio》の授与が教皇座の権利であると明記されている（第六条）。法の厳格で杓子定規な適用を避けるといっても原則はあくまでも原則である。ウルバヌスは特免に歯止めをかけて次のように言う。「しかしながら慈悲を考量し、多くの必要にせまられて品級においてこの特免を承認したとしても、カノン法が不利をこうむることを我々は望まない。むしろそれは固有の効力を保持しなければならぬ。必要がなくなれば必要から生まれたものもまた不要になる」と。⁽²⁷⁾

ウルバヌスは一〇九五年の夏からおよそ一年をかけてフランス各地

を巡歴した。八月十五日にルビユイに着き、ここからフランスの高位聖職者にクレルモンで開催予定の教会会議に出席するように呼びかけた。ラリシェーズリデューを経て十月にクリュニーに到着し、新聖堂の主祭壇を聖別した。そこからオータン、スヴィニーを通り、十一月にクレルモンに入った。ここで有名な教会会議を主宰した（二十八日）⁽²⁸⁾。ベルトラダとの結婚問題のためにフランス王フィリップを破門に処したことはウルバヌスの自信回復をうかがわせる。およそ二百名の高位聖職者が出席したが、少数のイタリア人とスペイン人をのぞけば出席者の大多数はフランス人であった。制定された教令の中で注目されるのは俗人叙任の禁令（第十五、十六条）と並んで第七条のオマージュ禁止の規定である。「司教ないし司祭は、王や他の俗人に対して臣従礼*ligiam fidelitatem*を行つてはならぬ」⁽²⁸⁾。司教は王侯とのレーン制的関係から解放されなくてはならない。なぜなら司教職は教会の役職であつて、司教の両手は俗人の汚れた手に包まれてはならないからである。十一世紀末のフランスでは王は司教から臣従礼を求めないで忠誠誓約だけを受けとるのがすでに慣例になっていた。カノン第三十三条は、修道士が教区司教の同意を得ずに自分たちが所有する小教区教会に司祭を任命してはならないこと、司祭は司牧について司教に釈明の義務を負うことを明記した。また第一条では神の平和と神の休戦（*Tregua Dei*）について規定した。待降節から公現節

まで、七旬節主日から聖霊降臨節まで、水曜日の日没から月曜日の日の出までが神の休戦の期間になる。第二条は次のようにいう。「名譽や金錢の獲得のためではなく、もっぱら信仰のためにエルサレムの神の教会を解放すべく出発する者は、誰であれその旅路は罪の全き償いとみなされる」と。³⁰両カノンは内容的に密接に関連する。教会会議終了後にウルバヌスが野外で行った十字軍召集演説をランスの修道士ロベールが伝えているが、これによれば教皇はあらかし次のように語ったという。³¹西欧の土地はその膨大な人口を養うには不十分である。狭隘な土地を求めてたがいに争っているときではない。邪悪なイスラム教徒から聖墳墓を解放すべくエルサレムに赴き、神の大義のために彼らと干戈を交えるときである。シャルルマーニュにさかのぼる祖先の勇敢な事績を思いおこし、キリスト教徒同志の争いをやめて「乳と蜜の流れる地」を自分たちの手に入れるべきである、と。ウルバヌスはこの演説の中でイスラム教徒のキリスト教徒に対する残虐行為の数々を並べたてて民衆の敵愾心をあおっている。聴衆を扇動するデマゴグとしての資質は実直なウイベルトゥスには欠けていたものだ。ウルバヌスの演説には世俗的な動機に訴えかけるものがあり、第一回十字軍の参加者の中にボードウアンやボエモントのような野心的な十字軍士がいても不思議はないのである。

(iii) ウルバヌスはクレルモン教会会議の閉幕後も半年以上をかけて

フランスの西部と南部を巡歴した。翌一〇九六年九月にイタリアに戻り、降誕祭をラテラノ聖堂で祝った。一〇九七年一月九日にリヨン大司教ユーグに宛てて、ローマの大半が帰順し、教会会議を開催できた旨を知らせている。³²ラテラノ教会会議では十か条の教令が制定された。その中でも十字軍出征費用を捻出するために土地を質入れた騎士の権利を守ろうとした第二条の規定が注目されよう。債権者（その多くは修道院ないし聖堂参事会）は質物からの収益によって債務（元本）の弁済がなされるまで当質物をともに留めおくが、完済がなり次第質物は債務者に返還されなくてはならないのである。つまり生質権（*vitalgage*）の導入であるが、これは恩恵的な信用供与であって債権者が好まない契約であった。³³第五条では、放火犯に罪を償わせるために一年以内にエルサレムかスペインに十字軍士として出征するように命じた。けだし異教徒に対してならば放火は罪に当たらないからであろう。

ウルバヌスはフランス、ミラノ以外でも着々と支持者をふやしていった。イングランドではウイリアム二世が七年以上にわたって立場を鮮明にしなかったが、教皇は一〇九五年にアンセルムにパリウムを届けるためにアルバーノの司教枢機卿ガアルテルスを当地に派遣した。彼はウインザー宮で国王と会談し、今後特使の派遣にあたっては王の認可が必要であり、イングランドの聖職者は王の認可なしに教皇の命

令に従ってはならないとする国王特権を承認した。これと引換えにウルバヌスの承認と聖座献金をかち得たのである(五月十三日)⁽³⁴⁾。ウイリアム征服王以来のイングランド教会の慣習が守られたといえよう。原則の柔軟な適用は、シチリア伯ルツジェーロに対する特権授与にもみられる。一〇九八年七月五日、ウルバヌスはサレルノにおいてルツジェーロと彼の相続者に教皇特使職を承認した。彼の意志と助言なしには今後ローマ教会は伯の領内に特使を派遣しない。特使が伯のもとに遣わされるときには、彼によって何がなされるかということよりも「特使に代る伯の熱意によって」《Per industriam eius Legate vice》何がたされるかを見守るであろうと述べている⁽³⁵⁾。本特許状はウルバヌスが以前に口頭で約束していたものであり、クレーヴィッツが言うように、現状の法的確認にすぎなかったといえよう⁽³⁶⁾。

一〇九六年にハインリヒ四世とヴェルフ四世の和解となり、翌春にハインリヒのドイツ帰国が実現した。イタリアとは最終的に別れをつげたのである。一方、ウイベルトゥスは一〇九六年以降もはやハインリヒの王宮には滞在せず、ラヴェンナとその近在にとどまって独力で勢力を保持した。北伊には依然として根強い支持者がおり、一〇九七年夏には三人の司祭枢機卿がドイツに遣わされた。一〇九八年八月に対立教皇派の八名の枢機卿がローマに教会会議を召集したが、ウイベルトゥス自身は出席していない。また当該議がどの程度影響力をもつ

たのかもさだかでない。ウイベルトゥス自身はすでに劣勢を意識していた。パスカリス二世が即位するとウイベルトゥスはローマ近傍にやつてきて入都の機会をうかがい、ローマ周辺の都市(アルバーノ、ティーヴォリ、ストリ、チヴィタッカステツラーナ)を転々と移動している⁽³⁷⁾。ウイベルトゥスは、一一〇〇年九月八日にローマ北方四十キロのチヴィタッカステツラーナで死去した。貴族出身の教養人であり、志操堅固な改革者でもあった。チヴィタッカステツラーナの彼の墓所には多くの奇跡が発生したと伝えられている。ウイベルトゥスを支持したイタリア司教のあいだで、彼の列聖手続きをすすめる動きがみられた。その中心人物はチヴィタッカステツラーナ司教ヨハネスとパードヴァ司教ペトルスであり、両人は皇帝にも働きかけている。ウイベルトゥスの周年記念日を祝う動きも各地で始まった⁽³⁸⁾。不安をおぼえたパスカリスは、当時の一年代記によれば「神への熱意にもえて」《zelo Dei inflammatus》ウイベルトゥスの墓をあばき、その遺骸をテーヴェレ川に投棄するように命じた⁽³⁹⁾。教皇はウイベルトゥスが公布したすべての教令の無効を宣告し、彼の生前の痕跡の抹消をはかったのである。

二 法意識の変化と司牧充実への取組み

離教者のマインツ大司教ウエジロによって助祭に叙せられ、のちにカトリックに帰正したダインベルトウスを、ウルバヌス二世は一〇八八年にピサ司教に叙階した。この一件はイタリアの聖職者のあいだに波紋を投じた。ピストイア司教とヴァロンブローサ修道院長は驚きを表し、連名で教皇の真意をただす書簡をおくった。これに対して教皇は次のように返答した。教会の上長は、カノン法の主旨にのっとり厳しく裁く場合もあれば、時代の要請と人物の資質を勘案して忍耐をもって許容し節度をもって見逃さねばならない場合もあるのだ⁽⁴⁾と。

つまり法の弾力的運用への配慮である。ウルバヌス・パスカリス期には、北フランスや南ドイツにすぐれた教会法学者が輩出した。明確な視点と傾向性をもっていたグレゴリウス七世期の教会法学者と異なり、九十年代すぎの教会法学者は矛盾し対立する教皇令や教会会議の条文を調和と統一の観点から捉えなおし、総合しようとしてとめた。弁証法的法学と呼べるような新しい法解釈の方法の誕生である。リエージュのアルゲリクスが十二世紀初頭に執筆した『慈悲と正義について』(*De misericordia et iustitia*) はその代表であろう⁽⁴⁾。彼は著書の序文で「カノン法の多様性が矛盾の不調和を生まないように」と願って本

書を著したと説明している。カノン法の底流につねにある慈悲と正義は決して対立する概念ではない。いずれも愛と救いの意図に発しており、めざすところは同じである。慈悲が与えられるのか、それとも正義が厳正に適用されるのかは、罪状の性質、人物、動機、意図などの具体的状況を総合的に勘案して決定されるべきである。こうして教父の著作、教会会議の決議、教皇令のあいだにみられる矛盾は、これを統一的に説明するみちが開かれる。すでにアルゲリクスの著書が公表される前にコンスタンツの司祭ベルナルドウスとシャルトル司教イヴォが新しいカノン法学の方法論を提唱していた。ベルナルドウスは一〇九〇年代前半の論考『被破門者の忌避、棄教者との和解および教会法の始原について』⁽⁴⁾の中で史料批判に言及した。彼によればテキストの異本を比較選定する際には使徒座の判断基準が尊重されるべきであるが、同時に用語の多義性にも注意して誤解を生まないようにしなくてはならない。具体例として接手 (*manus impositio*) を取り上げている。接手は異端者、離教者がカトリック教会に帰正した和解の儀式でも用いられるのであり、必ずしもつねに叙階や再叙階の意味で使われているわけではない⁽⁴⁾。また条文の具体的な意味を明らかにするには法全文の文脈の理解が欠かせない。「時、場所、あるいは人物」を考慮することによってテキスト間の矛盾と見えたものが無理なく解釈できる場合が少なくない。さらにベルナルドウスはカノン法のテキ

ストのあいだに法制定者の權威に由来する効力の格差を認めている。教皇令は公会議や管区教会会議で採択された教令に優先するし、後二者の教令も教皇の承認なしには効力をもたない。すべてのカノン法は教皇に淵源し、教皇は「カノン法の創造者」《auctor canonum》なのである。「ローマ教皇がつねに時に応じてカノン法の適用を免除する特別の権能をもっていることに驚いてはならない。教皇はカノン法の創造者であつて、教皇座が繋ぎ解くことは繋ぎ解かれるという特権をそれはつねにもっているのである」⁴⁶⁾。

ほぼ同時期に活躍したシャルトル司教イヴォ（在位一〇九〇—一〇一五年）はカープアでウルバヌス二世によって司教に叙階されたグレゴリアンであつたが、⁴⁷⁾ベルナルドゥスにくらべると、その主張はかなり控え目である。彼の著作とみなされてきた三冊のカノン法集成（Tripartita Decretum Panormia）がすべてイヴォの真作かどうかについては疑問もだされているが、有名な『序文』（Prologus）は紛れもなく彼の創作である。⁴⁸⁾本『序文』と多数の書簡が彼の思想を知るために欠かせない史料であり、ウルバヌスにも影響をあたえている。『序文』の中でイヴォは特免dispensatioについてベルナルドゥス以上に詳細に論じた。命令と禁令には不変的なものと可変的なものがある。不変的なものは永久法《lex aeterna》に属し、十戒のように基本的な道徳法である。これに対して可変的なものは伝統に支えられ、救いの

一助として有用性のゆえに通用している。永久法には特免は認められないが、可変的な命令や禁令に関しては特免が適用される。教皇は「当座の必要のため、あるいは時代を考慮して」《pro necessitate temporum aut pro consideratione etatum》多数者の利益と不和の回避のために特免を付与できる。⁴⁹⁾すでにアウグスティヌスは、厳正な法の適用が信徒のあいだに不安や不和をひきおこすおそれがあるときには法の適用を手控えるべきだと主張していた。ニカイア公会議はノヴァティアヌス派からカトリックに帰正した聖職者を按手ののちにその品級に受け入れたし、レオ一世は新信者neophytusの司教就任を承認した。グレゴリウス一世はカトリックに帰順したネストリウス派の聖職者を誓約ののちにもとの品級に戻している。さらに特免の例としてイヴォは、司祭の息子の聖職就任、司教の転任、廃位された司教の復位について歴史上の具体例をあげて論じている。⁵⁰⁾聖職者の息子の中には教皇にまで登りつめた者がおり、そのうちの何人かは列聖されたのである。

イヴォはニコラウス一世によってコンスタンティノーブル総主教を廃位されたフォティオスを再びもとの地位に戻したヨハネス八世（八二二年没）の弁明書を長々と引用している。⁵¹⁾繋積権を有するペトロの後継者としてフォティオスをもとの地位に戻すが、彼の死後には俗人の貴顕の中からではなくてコンスタンティノーブルの聖職者の中か

ら総主教が選ばれなくてはならぬ。我々は教会の平和のためにフォテリオスを受け入れたのであって「何びともこれをカノン法の慣行とみなすべきではない」「少数者の特権は普通法を生まないからである」⁽⁵²⁾。そして次のようにいう。「健全な判断によって認容された他の特免も必要が失せるならば消滅しなくてはならぬ。有益が促し、必要が命じたことは法とみなさるべきではない」と。状況を勘案して現行法の適用を免除するのが特免であり、イヴォはこれを赦免*remissio*、緩和*moderatio*などの用語としばしば互換的に用いている⁽⁵³⁾。特免をあたえる権限をイヴォが教皇だけではなく司教にも認めていたのは注目される。一例を示そう。モー司教ゴージェが、情婦として抱えていた女を妻に迎えることができるかと質問したのに対してイヴォは次のように回答した。この問題については教父のあいだでも意見が分かれているが、察するところ情婦を妻にするのを禁じた教父は、結婚の名譽を守るため、また情婦になるという恥ずべき行為を絶つために正義の厳格な適用を求めたといえよう。他の教父が異なる意見を述べたとすれば、彼らは慈悲の心をもって人間の弱さを直視し、教会法の厳格さを和らげるみちを選んだのであろう。この二つの意見のあいだには正義*judicium*と慈悲*misericordia*の差以外のものはない。事件が生起して正義と慈悲のあいだに葛藤が生じたならば、そのつど監督*rector*(=司教)が審査して決定をくだせばよい。教会法を厳格に適

用するのか、それとも寛大さをもってあつかうのかは、人物の性格、時、場所を斟酌した上で魂の救済に責任を負う者が判断すればよいことなのである、と⁽⁵⁴⁾。

イヴォのカノン法集成にはグレゴリウス七世のテキストからの引用は稀である。その代りに十一世紀初頭のウォルムス司教ブルカルドゥスの教令集、ローマ法、フランク王の勅令などから多数の法文が引用されている⁽⁵⁵⁾。すでにギルクリストの詳細な研究が明らかにしたように、十一世紀第四四半期から十二世紀前半にいたるカノン法集成、教皇書簡、論争文書において、グレゴリウス七世の関連文書からの引用例はさわめて少ない⁽⁵⁶⁾。教皇訓令書二十七か条についても、ほとんどの教会法学者は関心を示していない⁽⁵⁸⁾。十二世紀の教会法学者にとって偉大な改革教皇はグレゴリウス七世よりもむしろウルバヌス二世であった⁽⁵⁹⁾。イヴォのカノン法集成や書簡が示すのは普通法の重視である。多数の司祭修道士をかかえて聖別権まで行使していた免属修道院や広汎な権限を委任された教皇特使制にはイヴォは警戒的であった。彼はリヨン大司教ユーグの教皇特使就任を歓迎し、リヨンの首座大司教権を承認はしたが、教皇特使が教区の問題にいちいち干渉し、彼に権力が集中することには不安をいだいていた。イヴォはユーグに宛てた書状の中でレオ一世のサロニカ司教宛書簡の一節を引用している。教皇特使職は個人的特権《*personale privilegium*》であつて普通法

《generale decretum》に由来するものではない。⁶⁰さらにレオが述べているように「教皇特使職は使徒座の責任にあずかるのであって權力の十全性にあずかるのではない」。⁶¹リヨン大司教の首座権はユーグ個人にあたえられた権利であって、リヨン大司教座に固有の権利ではないというのがイヴォの見解であった。彼は首座権を伝統的なカノン法の枠内に取りこもうと努めている。教皇特使は使徒座の責任の一部を分担するが、使徒座の權力の十全性を行使してはならないと定めたグレゴリウス四世の偽作特許状を彼はそのカノン法集成に収録した。さらに首座大司教や総大司教が他の司教に対して特権をもつことを禁じたニコラウス一世のブルジュ大司教宛書簡を収録している。⁶²教皇特使に対して服従誓約を拒否したために聖職停止処分をうけたサンズ大司教リケリウスの在任中にヌヴェールの座に新司教が選出された。リヨン大司教ユーグは被選司教の聖別式をリヨン管区にあるオータンで行うと知らせてきた。イヴォはこれをサンズの属司教の伝統的権利を侵し、普通法と慣習に違反するものだとしてユーグの主張に反論した。⁶³書簡は「あなたの節度が教父の立てた境界標をこえて何かを奪い取ることはないと信じています」でおわっている。「あなたの先祖が立てた昔の境界標を侵すなかれ」(箴言二二・二八)はイヴォが最も愛好した聖句の一つであった。⁶⁴

イヴォはまた小教区司牧の充実に多大な関心をよせていた。サン＝カンタン(ボーヴェ)の参事会長として司牧にたずさわった経験が背後にあるといつてよい。彼は書簡をつうじて律修参事会員の司牧活動の必要性を説き、各方面からの様々な質問に答えている。イヴォの書簡についてはすでに分析をすませているので⁶⁵ここでは繰り返さないが、彼の小教区司牧についての構想を要約すれば次のようになる。本来孤住者^{ソールス}である修道士には謙遜と服従の徳を身につけさせ、ヒエロニムスやアウグスティヌスの時代の修道生活に立ち戻らせる。司祭修道士制ならびに免属特権の獲得は本来の修道制理念からの逸脱である。司牧を担うのは聖職者であり、司教の監督下に生活と学識《*vita et doctrina*》においてすぐれた律修参事会員にこの任務を受け持たせて小教区司牧の充実をはかるのが望ましい。原始教会では共住生活者だけに司牧が委ねられたのであり、浄行持律の聖職者こそが司牧司祭にふさわしい。小教区民にたいする司教の監督権の確立なくしてはローマ首位権の実現はむずかしい。これがイヴォの主張の骨子であった。

地方的世論の形成と教会行政の必要に促されて、教皇権がヒエラルヒーの確立と小教区教会の改革に本腰を入れて取り組みはじめるのはウルバヌス二世のときからである。⁶⁶教会会議の教令にみられるヒエラルヒー重視の動き、免属修道院の特許状に挿入された司教権留保規定などはいずれも教皇政策の転換をつげるものである。ウルバヌスは

クリュニー修道士の出身であったが、教皇としての彼は遙かに先を読んでいた。参事会改革の本格的な展開もウルバヌス二世期に始まる。

「律修参事会員」《*canonici regulares*》という用語はウルバヌスのときから用いられた。グレゴリウス七世も聖職者のモラルの改善には関心を寄せていたが、彼の念頭にはつねに修道生活が模範としてあり、律修聖職者独自の使命については明確な認識をもたなかったように思われる。⁶⁷⁾これがイヴォやウルバヌス二世とは決定的に異なる点である。

ウルバヌスは教皇就任直後の一〇八九年に、ソワソンのサン・ジャン・ドゥ・ヴィーニユ参事会員（アウグスティヌス修道参事会員）に交付した特許状の中で、司教の同意を得て小教区教会に律修参事会員を派遣し、在俗司祭に代って司牧を担当させるように命じた。数年後にソワソン司教に宛てた書簡では、以前の特許状の内容を確認するとともに小教区司牧の充実のために律修参事会員の派遣を要請している。⁶⁸⁾ウルバヌスが一〇九二年にバイエルンのロットンブローホ *Rottenbuch* 聖堂参事会に宛てた特許状は「律修参事会員のマゲナールカルト」（*P.クラッセン*）といわれ、のちに類似の内容をもつ特許状が数通各地の参事会に発給された。⁶⁹⁾本特許状において彼は聖職者の改革の歴史をスケッチしたあとで、いたるところで繁栄している修道生活と並んで今後は律修聖職者の生活を積極的に支援してゆくと述べている。さらに特許状は、いかなる律修参事会員も「ある種の気楽さにかまけたり、

より厳格な宗教生活にかこつけて」参事会の許可なしに居住域から立ち去ろうとしてはならないと規定した。⁷⁰⁾つまり律修参事会員がおのれの使命を忘れて安易に在俗参事会員や修道士に鞍替えするのを禁じたのである。この有名な文言はウルバヌス以後の改革教皇が特許状で繰り返し用いただけではなく、イヴォやグラティアヌスがその教令集に収録したものである。ウルバヌスは小教区司祭のモラルの向上と司牧の必要から律修参事会員の活動に多大な期待をよせていたが、のちに彼は身分間の移動を禁じた規定を幾分緩和した。在俗参事会員から修道士に転じた経験をもつウルバヌスは、微温的な律修参事会員の生活に飽き足らずに、みずからの救済のためにより厳格な修道生活に憧れる参事会員がいる現状を忘れてはいなかった。彼は教令（*Duodecentum*）の中で「聖霊の息吹にふれて」修道生活への鞍替えを望んだ参事会員に特免をあたえた。⁷¹⁾さらにクリュニーに宛てた特許状（一〇九七年一月九日付け）の中で、上長の許可なく退去した律修参事会員をクリュニーに収容する特権を修道院長ユークに認めている。⁷²⁾ウルバヌス自身もベネディクト修道士の敬虔を律修参事会員のそれよりも上位においていた。教皇は有能な行政人であったが、また信仰の機微に通じた教会人でもあったといえよう。聖職者の共同生活を推進して律修参事会員に小教区の司牧を担当させるという当局の方針にはもう一つ重要な意図があった。つまり小教区司祭のモデルを示すことに

よって、俗世に馴染みすぎて平信徒とほとんど見分けがつかない生活をおくっていた司祭に聖職者としての自覚をもたせ、生活とモラルの両面で彼らを小教区民から引き離すことであった。⁷³ 私有教会領主権もからんでこれは解決のむずかしい問題であるが、改革教皇権が小教区のレベルにまで関心をよせるにいたったのは画期的な進歩であったといつてよい。司教権が再生し、小教区への監視が強化されて司牧の改善がなると、律修参事会員の存在意義はうすれてゆく。司牧内容と活動のルーティン化がすすむにつれて司牧は再び在俗司祭の手に委ねられるようになるのである。⁷⁴

三 枢機卿団の成立と制度化の進展

枢機卿の性格に重大な変化が生じたのはレオ九世のときからである。教皇政治の協力者として、その役割はこれまでの典礼・司牧・慈善活動から教会統治へと変化した。⁷⁵ 三階級の枢機卿（司教・司祭・助祭枢機卿）の中で最も重要な任務をひきうけたのは司教枢機卿であり、すぐれた人材がここに集中した。フンベルトウス（シルヴァアッカンドイダ）、ボニファティウス（アルバーノ）、そしてペトルス・ダミアニーニ（オステティア）である。ニコラウス二世が制定した教皇選挙規定は司教枢機卿の特権的地位を確認した。この教令がつねに遵守され

たわけではないが、アレクサンデル二世、ウルバヌス二世、そしてパスカリス二世の選出は基本的にこの規定ののっとり行われた。司教枢機卿の優先権に対しては司教枢機卿と助祭枢機卿の一部から不満の声がでていた。たとえば司祭枢機卿デウス・デーディットは、前述したように、教皇は司祭および助祭枢機卿の中から選ばれねばならぬと主張していた。グレゴリウス七世はその在位末期には枢機卿の協力をあてにできなかったために、彼が発給した教皇文書には枢機卿の副署はほとんどみられない。一〇八〇年三月のローマ四旬節会議でハインリヒ四世を再度破門・廢位したときにも、教皇は枢機卿の助言と同意をとりつけずに単独で決定をくだしている。一〇八四年三月に十三名の枢機卿がグレゴリウスを見限って対立教皇クレメンス三世（ウィベルトウス）の支持に踏み切ったが、このうち九名が司祭枢機卿であった。その一人ベローニは離反の理由について語っている。教皇の統治行為の証言者、真実の記録者として教皇はどこにいようと三名の司祭枢機卿と二名の助祭枢機卿を身辺におくように聖なる教令が命じているにもかかわらず、グレゴリウスはこれを無視して枢機卿を協議から遠ざけた。⁷⁶ と。教皇の統治行為に助言者として枢機卿を参加させ、すべての枢機卿に同等の権利能力を付与するという考えは、グレゴリウスから離反した枢機卿だけではなくグレゴリアンの教会法学者もまた抱いていた。一〇五九年の教皇選挙規定の中の「司教枢機卿」

《cardinales episcopi》を「枢機卿」《cardinales》に修正したテキストをデウスデーデイトやルッカ司教アンセルムスはそのカノン法集に収録している。⁽⁷⁷⁾このような修正は八十年代後半すぎにウィベルトゥス派の聖職者サークルから生まれた改竄テキスト（帝国版テキスト）にも認められ、枢機卿三階級の平準化をうながす契機になったといつてよい。

教皇の統治活動に枢機卿を積極的に登用したのはウルバヌス二世よりもむしろ対立教皇のウィベルトゥスであった。彼の統治の姿勢に触発されてウルバヌス二世とパスカリス二世の教皇文書には枢機卿の副署が増加し、やがてこれが常態化してゆく。ウルバヌス・パスカリス期における枢機卿各階級の支持動向をみてみよう。司教枢機卿七座のうち一貫してウルバヌス派が占めたのは二座（セニ、トゥスクルム）のみであり、他の五座（アルバーノ、オステティア、バレストリーナ、ポルト、サビーナ）ではクレメンス派の司教と競合関係にあった。シルヴァーカンディダの座は不健康な土地柄（マラリアの多発地帯）と人口過疎のためにグレゴリウス七世は当座を廃し、代ってセニ司教を枢機卿に昇格させた。クレメンス三世はシルヴァーカンディダにも自派の枢機卿を任命しているが、これは長続きしなかった。司教枢機卿全員が正統教皇に帰順するのはクレメンス三世を継いで対立教皇になったテオデリクス（アルバーノの司教枢機卿）とアルベルトゥス

（シルヴァーカンディダの司教枢機卿）があいついで捕らえられ失脚した一〇二年以降である。二十八名義聖堂のうち八聖堂の帰属状況は不明だが、残りの二十聖堂はウルバヌスとクレメンスが支持者を分けあっている。十八の助祭聖堂のうち十聖堂については帰属状況は明らかでない。それ以外の聖堂については支持者がほぼ等分されている。つまり司教枢機卿と助祭枢機卿の両階級では、ウルバヌス派とクレメンス派の支持勢力が伯仲していたといつてよい。⁽⁷⁸⁾ウルバヌスが支持者をふやすために両階級から積極的に助言者を登用した理由がここにある。一〇五九年の教皇選挙規定の署名者名簿によれば、助祭枢機卿のみがまだみずからの所属聖堂を所有していない。⁽⁷⁹⁾しかしパスカリス二世期になると助祭枢機卿も司教枢機卿同様に、署名のさいにはみずからの保有聖堂《diaconia》を書き添えるのが慣例になった。たとえばサンタ・マリア・ヌオーヴァの助祭枢機卿パガヌスは、パスカリス二世の側近として一一〇〇年八月三十日付けの教皇文書に次のように署名した。[Ego Paganus] diaconus cardinalis sancte Romane ecclesie de diaconia sancte Marie nove subscripti⁽⁸⁰⁾。これが一般的な書式になる。クレメンス三世派の聖職者が一一〇〇年頃に作成した枢機卿の一覧表には二十八名の司教枢機卿と十八名の助祭枢機卿の所属聖堂が明記されている。⁽⁸¹⁾こうしてウルバヌス二世末期からパスカリス二世初期にかけて、枢機卿三階級は教皇統治の最高スタッフである枢機

卿団 *Kardinalkollegium*へと統合されていった。枢機卿身分に関するその後の発展は枢機卿全員にたいしてひきおこされるのであり、枢機卿の個々の階級について論ずることは意味がなくなるのである。

教皇の教会統治の協力者として特権的地位を担った枢機卿の活動と任務についてはおおよそ次の四つに要約できよう。教皇選挙人、枢機卿会への参加、教皇特使、そして教皇庁の主要官職への就任である。⁽⁸²⁾
(i) 教皇選挙人：ウルバヌス二世とパスカリス二世の選挙には三階級の枢機卿が主導権をとったが、⁽⁸³⁾ゲラシウス二世の選出には三階級の枢機卿が対等の資格で参加しており、司教枢機卿の優位は崩れている。⁽⁸⁴⁾これ以後王侯の干渉や靈感による推挙は次第に影をひそめ、枢機卿間の討議、党派抗争をへて次期教皇が選出されるようになる。パスカリス二世は、その二十年に近い在任中に六十八名の枢機卿を任命した。出身地が判明する四十二名の枢機卿のうち三人はイタリア中、南部の出身である。一方、教会歴が明らかな二十一名のうち三人に二人はベネディクト修道士であり、しかもその半数以上がモンテカッシーノの出身者によって占められた。⁽⁸⁵⁾教皇の枢機卿政策のウエートがどこにおかれていたのか一目瞭然であろう。彼が任命した枢機卿の中に一一二四年と一一三〇年のシスマの主役が名をつらねている。シスマのさいに対立する党派は自分たちこそが枢機卿団の良識派 (*sanior*

pars) を代表していると主張した。「良識派の意見に従って」
《*sanior consilio*》は『聖ベネディクトの戒律』第六十四章に由来するが、この曖昧な表現に最終的な決着をつけたのは第三ラテラノ公会議(一一七九年)であった。⁽⁸⁶⁾十二世紀にはカリクストゥス二世をのぞいて教皇はすべて枢機卿の中から選ばれている。

(ii) 枢機卿会への参加：枢機卿会の萌芽はウルバヌス二世期にさかのぼる。教皇が慣習的にローマ教会会議で審議していた案件を枢機卿たちと一緒に審理、裁決したことに始まるといってよい。これがコンシストリウム(*Consistorium*)とよばれるようになるのは十二世紀からであり、十二世紀前半、インノケンティウス二世の下で枢機卿会は定期的に召集されるようになった。コンシストリウムがしばしば審問 *auditorium* や審理 *audientia* と同義で用いられたように、その主たるつとめは裁判であり教皇法廷として機能した。ここで扱われない大訴訟 (*causae maiores*) はなかったといってよい。たとえば司教座の新設、司教区の境界画定、司教座相互の、あるいは司教座と修道院の紛争の裁定、高位聖職者の処罰と解任、修道院への免属特権の付与、参事会聖堂の修道院への変更、あるいはその逆のケース、王侯の破門と離婚訴訟、信仰・教義問題、そして列聖問題など審理の対象は多岐にわたっている。枢機卿会の決定を伝える教皇文書には「わが兄弟たちの助言に従って」
《*de fratrum nostrorum consilio*》、「わが兄弟たち

の共通の助言に従って」《de communi fratrum nostrorum consilio》などの合議を示す常套句が用いられた。

(iii) 教皇特使：「ヒエラルヒー的有機体のあらたな四肢」といわれる教皇特使は中央と地方の仲介役として働いた。彼は教皇の命令を地方に伝えてその実施を監視するかわら、地方教会がかかえている様々な問題をローマに持ち帰った。地方の有力な聖職者の中から任用された常設的な特使(たとえばバツサウ司教アルトマン、コンスタンツ司教ゲープハルト、オロン司教アマ、デイ司教ユーク、カンタベリー大司教ランフランクなど)と並んで、特別の使命をおびた教皇特使(legatus a latere)が必要に応じて中央から派遣された。そして後者は十一世紀末以降ますます枢機卿の中から選任されるようになる。彼らは派遣先で教会会議を召集して訴訟を審理、裁決し、改革教令を制定した。王侯と教会とのあいだに政治的摩擦が生ずると(たとえば対立教皇の支援、貴族一門との紛争、高位聖職者の身柄の拘束など)宮廷会議や諸侯会議にも出席して調停者として働いた。枢機卿は権力行使の作法を教皇特使の活動を通して身につけたのである。十二世紀の教皇の多くは教皇特使在任中に実績をあげた枢機卿の中から選ばれている。グレゴリウス七世期には教皇特使の派遣先はおもにロンバルデーア、フランス、ドイツ、スペインに限られていたが、ウルバヌス二世・パスカリス二世期になると派遣先もひろがり、南北イタリア、

ノルマンディ、イングランド、さらには聖地にまで特使が遣わされた。教皇特使は教会と西欧諸民族との連帯を強化し、ラテンキリスト教世界における知的・精神的交流に重要な役をはたしたことを忘れてはなるまい。

(iv) 教皇庁の主要官職への就任：ウルバヌス二世は、教皇統治の中央機関を公式に表示するために、クーリア(Curia)なる名称を用いた最初の教皇であったといわれている。⁽⁸⁸⁾一〇八九年、ウルバヌスはヴェレトリの市民・聖職者に自由の承認、所領の安堵と引換えにウィベルトゥス派に対抗するために必要な軍隊と助言《hostis et Parlamentum》の提供、教皇とクーリアに《nostrae curiae》たいする宿泊費用《comestionis stipendium》の負担を命じた。以後クーリアはローマナ(Curia Romana)が従来の慣用的表示、ラテラノ宮廷(Palatinum Lateranense)にとつて代る。これと並んで注目されるのは、ウルバヌス以後クーリアの分業化がすすみ、教皇庁財務局(会計院)、教皇庁書記局(尚書院)、教皇礼拝堂などの諸機関があいついで独立し、組織化されたことである。J・ジドウはクーリアの行政構造の歴史をたどった研究において決定的な転換期をウルバヌス二世の時代においている。⁽⁸⁹⁾クーリアの行政装置の整備は、教皇権がヨーロッパの権力へと成長してゆくための不可欠の前提をなしていたといえよう。

(a) 教皇庁会計院(Camera apostolica) …十一世紀前半のラテラ

ノ宮廷財務局は多数の聖俗役人が入り乱れて複雑な姿をしめしていた。局内は不統一で会計簿さえも満足につけられていない状態であった。D・ジーマはこれを「ヒュドラの頭をもつ行政」と呼んでいる。⁽⁹⁰⁾ 枢機卿デウスデーデイトがカノン法集成の第三部で、教皇庁の収入目録をその権原とともに記録したのはようやく八十年代後半になってからである。画期的な変化が生じたのはウルバヌス二世のときであった。彼はあらたに教皇庁会計院を創設し、初代の会計院長 (camerarius domini papae) にクリュニー修道士ベトルスを任命した。教皇金庫はクリュニーに置かれ、聖座献金や各地の修道院から徴収される貢納金はここに納入された。⁽⁹¹⁾ ベトルスはパスカリス二世の下でもひきつづき会計院長をつとめたが、カリクストゥス二世がローマに帰還して財務行政の中心がローマに移つてからはクリュニーとの関係も断たれていく。教皇は即位直後に腹心を会計院長に任命するのが慣例になる。エウゲニウス三世以後、会計院長には主として枢機卿が任命された。

(b) 教皇庁尚書院 (Cancellaria apostolica) : モンテカッシーノ修道士ガエータのヨハネス (一〇八八年九月にウルバヌス二によってサンタマリア・イン・ニコスメディンの助祭枢機卿に任命された) のもとで尚書院の組織化がはじまる。⁽⁹²⁾ 彼は教皇文書の形式を規格化し、文字や書体の統一をはかったのみならず、尚書院を教皇官房の地位にたかめるために多大な努力を惜しまなかった。尚書院長は特許状の精査

と確認、発給文書の正確な写しの保存と管理に責任を負った。教皇の旅行にはつねに同行した。ヨハネスはパスカリス二世下でもひきつづき尚書院長を努め、教皇の死後ゲラシウス二世として彼の跡をついでいる。尚書院長はつねに枢機卿から選ばれた。十二世紀には教皇に就任した尚書院長が少なくない (ゲラシウス二世、ルキウス二世、アレクサンデル三世、グレゴリウス八世)。尚書院長は教皇行政に大きな発言権を有し、教皇の枢機卿政策 (≡ 枢機卿人事) にもしばしば介入したのである。

(c) 教皇礼拝堂 (Capella Papalis) : 教皇の日常的な典礼、禱務に従事する教皇カペラーヌスが史料的に確認されるのは十一世紀前半、トウスクルム家出身の教皇ヨハネス十九世のときである。⁽⁹³⁾ だが教皇カペラーヌスがカトリック教会の中央統治機構にくみこまれて、中樞スタッフの地位を占めるようになるのはウルバヌス二世期であった。⁽⁹⁴⁾ 彼らは教皇の秘書ないし書記の仕事をやだねられて教皇文書にもしばしば副署した。教皇カペラーヌスは職務の重要性と教皇との親密さのゆえに権力への登竜門になった。パスカリス二世は「彼のすべての書記とカペラーヌス」 (scriptores suos omnes ac capellanos) を枢機卿に昇格させている。⁽⁹⁵⁾

これを要するに、ローマ教皇庁の制度化がすすみ、その組織・機関の輪郭が明瞭になるのはウルバヌス二世・パスカリス二世期であった

といえよう。

四 叙任権闘争の解決に向けて

グレゴリウス七世の没後、論争家や教会法学者のあいだで司教権の属性についての議論がはじまった。フェラーラ司教ウイド、シャルトル司教イヴォはその代表であり、司教の二重の地位、司教権の二重の性格を明らかにすることで聖俗両権の和解の方法を探ろうとしたのである。一〇八〇年代後半に『ヒルデブラントの離教』を著したウイドは、司教の中に秘跡の執行者と教会領の管理・用益者という二人の人物の共存をみとめた⁹⁶。教会領は司教がこれを永久に用益できるものではなくて王によつてその用益が承認されるのでなければ王権のものに復帰する。俗権を授与する王は司教選出に関与する権利をもつ。王の同意を得ない司教選挙は無効であり、ヒルデブラントのケースがまさにその例だといふのである。シャルトル司教イヴォは一〇九七年に教皇特使のリヨン大司教ユークに宛てた書信のなかで持説を述べた⁹⁷。サンスの被選大司教ダインベルトゥスが「王の手から司教職の叙任を受け取った」《investituram episcopatus de manu regis accepisse》という理由でユークは彼を非難するが、たとい王の手による叙任が行われたとしても叙任自体は霊的なものに関連するわけではないし、秘

跡的意味をもつわけではないから信仰や宗教の妨げにはならない。選出後に司教財産を譲与するのは王であり、使徒の座もこれを禁じていない。「教皇ウルバヌスも、我々が理解したところでは、王に身体的叙任（＝オマージュを伴う叙任）のみを禁じたのであって、王が民衆の頭であるかぎり選挙や「俗権の」譲与から彼を締め出したのではない⁹⁸」。さらに踏み込んで次のように言う。「譲与 concessio が手、合図、言葉、あるいは杖のいずれによつて行われようと、それはどうでもよいことでしょう。なぜなら王は霊的なものは何も授けようとはしないし、ただ請願者の要請に同意するか、教会が王の寛大さから手にする教会領と他の外部の財産を被選者自身に譲与するだけなのですから⁹⁹」。イヴォはウルバヌスの教令にあらたな解釈を試みたのであるが、叙任を宗教的・霊的行為とみなさない彼の主張にはウルバヌスはもちろん同意をあたえなかった。ウルバヌスは一〇九五年のクレルモン教会会議、一〇九九年のラテラノ教会会議で俗人叙任とオマージュをも禁じた。パスカリスもまた一一〇二年のラテラノ教会会議で俗人叙任とオマージュの双方を禁止している。しかしのちに述べるように、ヘンリー一世とカンタベリー大司教アンセルムスのレーグル会談（一一〇五年七月）を境にパスカリスはこれまでの方針を改めるようになるのである。

転機になったのは一一〇六年十月二十二日にパスカリス自身が主宰

したグアスタッラ（ポー川流域、マントヴァとパルマのあいだの都市）教会会議である。⁽⁹⁰⁾カノン第五条で教皇は俗人叙任の禁令を更新したが、第四条においてドイツの司教に特免をあたえた。すなわちノヴァティアヌス派、ドナティスト派および他の異端者を彼らのもとの品級において受け入れた諸教父の先例に従って、シスマのさなかに叙階された《in scismatic ordinatos》ドイツ王国の司教を、もしも彼らが侵入者、シモニスト、犯罪者でなければ、司教職に受け入れるというのである。⁽⁹¹⁾当会議は俗人叙任を禁止したが、もはやオマーージュには言及していない。教皇は和解に向けて大きく舵を切ったと言っている。司教職に付属する俗権については王の権利を認める態度を示したのである。これ以後パスカリスにとって最重要の課題は俗人叙任の廃棄になる。司教と教会の霊的縁縁をしめす指輪と司牧権のシンボルである杖は、俗人の汚れた手が触れてはならないものである。⁽⁹²⁾譲れるところと譲れないところを明確にすることによって妥協と合意へのみちが開かれたのであり、叙任権闘争はその解決に向けて動きだしたといえよう。以下において我々はイングランド、フランス、および帝国の叙任権闘争の動向について見てゆくことにしたい。

(i) ウイリアム二世下に聖俗の貴頭を集めて開かれたロッキンガム会議（一〇九五年二月）のメインテーマは、王と教皇の双方に対する

忠誠は両立するかどうかの問題であった。ダラム司教ウイリアムをはじめ司教の大多数が王への忠誠を優先する立場をとったためにカンタベリー大司教アンセルムは孤立したが、ダラム司教の強硬な主張（アンセルムの大司教位剥奪と国外追放）は、俗人貴族の支持が得られず、結局アンセルムの制裁は行われなかった。前述したように、同年五月にウルバヌス二世がアルバーノの司教枢機卿グアルテルスにアンセルムのパリバヌスを届けさせたときに、教皇特使はイングランド王の伝統的な諸特権の承認と引換えにウルバヌスへの支持と聖座献金の支払いをかちとっている。⁽⁹³⁾

ウイリアム二世が死去して王弟ヘンリー一世が王位につくと、アンセルムもまた亡命先の大陸からカンタベリーに戻った。一一〇二年九月にアンセルムはロンドンに教会会議を主宰して改革（シモニア、ニコライズムの排斥）にのりだした。同年十月にヘンリー一世は二人の側近、王妃の秘書レイネルムと国王書記ウイリアム・ギファードを指輪と杖によってヘリフォード、ウインチェスターの各司教に叙任した。しかし同年三月のローマ教会会議において俗人叙任とオマーージュの禁止が決議されたことをパスカリスから直接知らされていたアンセルムは司教聖別を拒否したのである。ヘンリーはヨーク大司教ジェラードに越権ともいべき兩名の叙階を命じたが、二人の被選司教は教皇の譴責をおそれてこれを拒否した。レイネルムは指輪と杖を王に返還し、

ウィリアム・ギファードはノルマンディに亡命した。叙任権闘争の勃発である。翌年の復活祭直後にアンセルムは再びローマに亡命している。⁽¹⁰⁾しかしベーナーが主張するように、カンタベリー大司教、イングラント王、そして教皇庁の三者はいずれも慎重さをもって行動せざるをえない状況におかれていた。カンタベリー帰還を願うアンセルムは和平をつよく望んでいたし、ノルマンディ征服を準備していたヘンリーは教会との争いから生ずる政治的リスクを計算していた。一方、パスカリスは聖座献金とイングラント王の承認を失いたくなかったからである。⁽¹¹⁾かくて叙任権闘争は急進化せずに妥結にむかった。一一〇五年七月にノルマンディのレーグルJugleにおいて、ヘンリーの姉ブロワ伯妃アデラの仲介でヘンリーとアンセルムの会談がもたれた。ここでヘンリーはアンセルムにカンタベリーの所領の返還と叙任権の放棄を約束した。その代りにオマーージュだけは留保したのである。⁽¹²⁾同年十二月にリヨン大司教ユークに宛てた手紙の中で、アンセルムは教会の叙任に関して王は譲歩したけれども「高位聖職者のオマーージュの放棄は望んでいない」と述べている。会談の終了後ヘンリーとアンセルムはそれぞれローマに使節を派遣して会談の結果を報告し、教皇の承認をもとめたのである。

このような妥協を可能にしたのは、イングラント征服以後の司教の二重の身分的地位にあったといつてよい。司教は高位聖職者であるの

みならず、王の直接受封者、封建^{フイフ}貴族^{ノブリス}でもあった。⁽¹³⁾すでにウィリアム一世は一一〇二年初頭に、王の異母兄弟バイユー司教兼ケント伯オドがグレゴリウス七世救援のために騎士をひきいてローマに行こうとしたのを阻止し、彼を捕らえてノルマンディの城に監禁したことがあった。オドは伯にして王の直接受封者とみなされたのであり、彼の教会上の地位は故意に無視されたのである。⁽¹⁴⁾司教は二つの顔をもっており、たとい高位聖職者であっても彼を国王法廷で裁くことができる。封建制が根を下ろしていたイングラントでは、司教のこの二重の地位がレーグルの妥協を容易にしたといつてよいだろう。一一〇六年三月二十三日付けの教皇書簡は、王にオマーージュをなした高位聖職者に特免をあたえ、彼らの聖別をアンセルムに命じている。「全能の神の恩恵により、あなた（アンセルム）の説得の雨によって王の心が和らげられ、オマーージュをやめるまで」と断っているところを見ると、パスカリス自身もオマーージュの存続には内心不満をおぼえていたのである。一一〇七年五月三十日付けのアンセルム宛書簡では、イングラントに多い司祭の息子に対しても「時代の必要と教会の有用性のゆえに」《pro necessitate temporis et utilitate Ecclesiae》特免をあたえ、彼らの叙階を承認するように要請した。⁽¹⁵⁾レーグル会談から二年たった一一〇七年八月一日にロンドンで宮廷会議が開かれ、ここで正式に王は指輪と杖による叙任を放棄した。他方、高位聖職者に選出された者は、

王へのオマーージュのゆえに聖別を拒否されてはならぬと規定された。¹⁰¹叙任権闘争は五年たらずで終熄したのである。ヘンリー一世自身も叙任権の放棄には不満を感じないわけではなかった。アンセルムが一一〇八年にパスカリスに宛てた書簡によれば、ドイツの王が破門されることもなく教会の叙任をつづけているのを教皇が大目にみているのを耳にして、このような状態が今後もつづくのであれば、自分もまた叙任権を取り戻したいと語ったという。¹⁰²結局パスカリスとヘンリーの双方に不満は残ったが、互いの譲歩なしには和解はありえなかったのである。ロンドン協約以後、ヘンリーの教会高権が損傷をこうむったわけではない。¹⁰³被選者を承認し彼に俗権を授けるときに、国王は拒否権を行使できたし、また叙階そのものが通常は国王礼拝堂で行われたからである。

(ii) フランスにはいったい叙任権闘争と呼びうるものが存在したのだろうか？¹⁰⁴十一世紀末のフィリップ一世下のフランスでは、指輪と杖による司教叙任はもはやみられない。王に対するオマーージュも一般的には行われていなかった。¹⁰⁵被選者は王に忠誠誓約を行ったのちにレガリアを譲与され司教として聖別された。王は塗油され奇跡をおこなう神聖な存在であり、王国の教会の守護者でもある。るいれきを治した最初のフランス王がフィリップであった。¹⁰⁶国王司教座はサンスおよびランス管区に集中している。ロベール二世期からルイ七世期

までその数は二十五前後を推移し、フランスの全司教座の三分の一を占めるにすぎなかったが、王と国王司教座とのあいだには早くから国家統一への合意形成と親密な協力態勢ができていた。国王は指輪と杖による叙任とオマーージュを放棄しても教会高権を手放したわけではない。新司教選出のための選出許可状 (*licentia eligandi*) を交付するさいに王は意中の候補を推薦できたし、なかば強制的に押しつけたりもした。さらに被選司教に俗権を譲与 *concessio* するさいに意に添わなければ拒否権を行使したからである。ボーヴェ司教座をめぐる争い (一一〇〇―一〇四年) では、国王宮廷の候補とならんでシャルトル司教イヴォの推す候補が選出された。パスカリス二世は後者の候補をみずから叙階したが、王はレガリアをあたえなかったので教皇の候補もボーヴェの座に就任できなかった。¹⁰⁷一般的に、被選司教は王の同意をとりつけることなしには司教のポストに就くのはむずかしかったといつてよい。

グアスタツラ教会会議の閉幕後、パスカリス二世はフランスに向けて出発した。一一〇六年の降誕祭をクリュニーで、翌年の復活祭をシャルトルで祝ったのち、一一〇七年四月末にサンッドニに到着し、フィリップ一世と息子のルイ六世の歓迎をうけた。教皇とフランス王はサンッドニで会談をおこない (四月三十日―五月三日)、以下の点で了承した。一つはフランス教会の現状 *«status ecclesie»* の確認で

あり、もう一つは暴君と教会の敵《*Tyrannis et ecclesie hostis*》、とりわけ皇帝ハインリヒ五世に對抗して聖ペトロとその代理に支援の手をさしのべることであった。⁽¹⁴⁾ 正式のコンコルダートは締結されなかつたが、教皇と国王は指輪と杖による司教叙任がフランスで再び現れることはないという点で一致した。モノはこれを「暗黙の合意」とよんでいる。⁽¹⁵⁾ おそらく叙任権の問題は、この会議で最終的な決着をみたといつてよからう。五月中旬にシャロン＝シュル＝マルヌで開かれた教皇とハインリヒ五世の代表団との会談にはフランス王が多数の高位聖職者を引き連れてパスカリスに同行した。トリリア大司教ブルーノを団長とする使節団は、指輪と杖による叙任にあくまで固執したために会談は物別れにおわっている。⁽¹⁶⁾ その直後にパスカリスはトロワに急行し、ここで教会会議を主宰した(五月二十三日)。ハインリヒ五世はドイツの高位聖職者の出席を制止したために帝国からの出席者はいなかつたが、会議にはフランスはもとよりイタリア、スペインからも参列者があり、イングランドのヘンリー一世もまた代表団をおくつた。シュジェールは当会議を総教会会議《*universale concilium*》と呼んでいる。⁽¹⁷⁾ ここで明確に俗人叙任の禁止が決議された(カノン第五條)。叙任権問題はイギリスとフランスでは事実上決着していたので、当決議は明らかに帝国を念頭においたものであつた。それはまたシャロン会談での帝国の要求に対する教皇側の回答でもあつたといえよう。⁽¹⁸⁾

フランスでは *investiturainvestire* なる用語は十二世紀には次第に使用されなくなる。王が手にしたのは被選司教への土地と権利の譲与 *concessio* であつた。譲与行為はレーン制的関係ではなくて契約として理解された。これによつて被選司教は慣習的な義務(宮廷参向、法廷出仕、軍役、援助金提供など)を負うのである。譲与のさいになされる忠誠誓約(*fidelitas Treueid*)は王への忠節と官職にたいする誠実義務の双方を含んでいる。つまり王と国家への忠誠である。⁽¹⁹⁾ サン＝ドニ会談から十二年後にシャロン＝シュル＝マルヌ司教ギョーム＝ド＝シャンポーは、司教の義務の履行についてハインリヒ五世に説明したさいに、王国 *regnum* ではなく国家 (*res publica*) に対しておのれの務めをはたしていると述べている。⁽²⁰⁾ サン＝ドニ会談以後ドイツの王が教会の主要な敵になつたのに対して、フランス王は教会の善き保護者とみなされた。フランスは教皇権と教会の同盟者として、今後、教会改革の動向に大きな影響力をもつことになるであろう。

(iii) 一一〇四年十二月にハンズリヒ五世はザクセン遠征の途上にあつた父の陣営を逃れてバイエルンの反皇帝派諸侯のグループに加わつた。まだ二十歳にも達しない若い王はアーヘンの戴冠式(一一〇九年一月)でおこなつた皇帝にたいする忠誠誓約を教皇から解いてもらつた(一一〇五年)。王ハインリヒは父に對抗する関係上、教皇にたいしては協調路線をとつたのである。危機を察した皇帝は教皇パス

カリスに和平を望む書簡をおくった。彼はこの中で皇帝と教皇の関係
をグレゴリウス七世・ウルバヌス二世期の敵対状態ではなく、ニコラ
ウス二世・アレクサンデル二世期の平和と調和の状態に戻したいと述
べ、使節の交換を希望した。⁽¹⁶⁾注意したいのは皇帝と教皇の関係悪化
の原因が叙任権問題にあったとは一言も述べていないことだ。叙任権
は父祖から受け継がれてきた皇帝の伝統的権利の一部であって、この
問題が争点になるという認識はそもそも彼にはなかったのである。叙
任権を手放す意図がなかった点では王ハインリヒも同じであった。一
一〇五年五月に王ハインリヒはテューリンゲン北方のノルトハウゼン
に教会会議を主宰した。当会議はシモニア、ニコライズムを禁ずる改
革教令を制定したが、叙任権問題に関しては、意図的にこれを棚上げ
した。前述したように、レーグル会谈以後争議の焦点は叙任権問題に
絞られてくる。この会谈から四か月後の十一月十一日にパスカリスは
マインツ大司教ルートハルトに書簡をおくり、叙任権問題をまったく
取り上げようとするハインリヒの態度を暗に批判した。ここで教皇
は、祭司権と王権のあいだの長期にわたる不和の原因が叙任権問題に
あるとはつきり指摘したのである。⁽¹⁷⁾この書簡をハインリヒ自身が知ら
なかつたはずはない。王は教皇への従順と俗人叙任の慣習とのあいだ
で深刻なジレンマに陥った。一一〇五年十二月末から翌年初頭につ
て王が裏切りによって捕虜にした父を虐待したのは、ローマの宿敵で

あるハインリヒ四世を痛めつけることでローマ側の理解が得られると
考えたからであろう。事件の経過については、一一〇六年に書かれた
クリュニー修道院長ユークおよびフランス王フィリップ宛の皇帝の書
簡にくわしい。⁽¹⁸⁾彼は息子の裏切り、アルバーノの司教枢機卿リカル
ドゥスの冷酷な仕打ち、インゲルハイムでの退位の強制に言及してい
る。ベツケルハイム城に拘禁されたときの皇帝の監視役は元ヒルザウ
修道院長のシュバイアー司教ゲーブハルトであった。皇帝は述べてい
る。「最も聖なる日々（降誕節）を聖体拝領にあずかることも許され
ずに牢獄ですごしたことを私は決して忘れないし、すべてのキリスト
教徒に嘆き訴えつづけるであろう」と。⁽¹⁹⁾王ハインリヒ自身も叙任権を
手放すつもりはまったくなかった。彼は一一〇六年一月にザルツブル
ク大司教コンラートを慣例どおり叙任しているからである。一一〇六
年八月七日にハインリヒ四世はリエージュで没した。皇帝の急死に
よつて内乱の危機が去り、ハインリヒ五世の単独政権が誕生した。叙
任権問題にたいする彼の立場は一段と明白になり、闘争が本格化する
のである。

一一〇六年十月のグアスタツラ教会会議でパスカリス二世がドイツ
の聖職者に特免をあたえ、ハインリヒ五世に和平の合図をおくったこ
とは先に述べた。だが王は相変わらず叙任権に固執し、その強硬姿勢
に変化はみられなかった。翌年五月に開かれたシャロン＝シュル＝マ

ルヌの会談の決裂はその例証である。シユジュールによれば、ドイツの代表団の一人は帰りしなに「この争議が解決するのはここではない。ローマにおいて剣によってだ⁽¹³⁾」と捨てぜりふを残したという。ハイน์リヒは帝国に対して俗人叙任を禁じたトロワ教会会議ののちにも指輪と杖による叙任をつづけた。マクデブルク大司教アーデルゴットの叙任を知らされた教皇はトロワ教会会議の教令を無視した行為におどろき、アーデルゴットにローマ出頭を命じている⁽¹⁴⁾。

一一〇九年に皇帝戴冠について協議するためにハイน์リヒは使節団をローマに遣わした。このさいに彼らは叙任権問題を解決するために一冊の文書を持参した。『司教叙任について』《De investitura episcoporum》と題する冊子がそれであり、作者はリエージュの近傍ジャンブルの修道士ジゲベルトではないかと考えられている⁽¹⁵⁾。当文書は国王宮廷の公式文書であり、本内容ののちとつて紛争の解決のぞんだ王の指令書でもあった。王や皇帝の司教叙任は正当であるが、その際にかなるシンボルが用いられるのかはたいした問題ではない。だが聖俗権のシンボルを併せもつ杖baculumを用いるのが望ましいであろう。王による土地と教会財産の授与は暴君と強奪者に対抗して《contra tyrannos et raptores》平穏と平和を司教に保証するためであり、彼はその見返りとしてオマーージュと誓約《hominium et sacramentum》を王にはたす義務を負う。司教のレガリア受領、オ

マーージュと誓約の履行をまっけて司教聖別が行われる⁽¹⁶⁾。当該文書にはシャルトル司教イヴォの書簡、ハドリリアヌス一世とレオ八世の偽作教令からの引用がみとめられる。オマーージュ《hominium》なる用語の帝国における最初の使用例が本文書にみられるのは、つとにクラッセンが指摘したように、イングランドの先例の影響を物語るものである⁽¹⁷⁾。本文書は、王と司教の関係をレーン制的関係としてとらえようとしたのである。しかし叙任権を依然として国王大権と位置づけたために教皇側との交渉は失敗におわった。

一一〇九年八月、ハイน์リヒ五世は麾下三万の軍勢をひきいてローマにむかった⁽¹⁸⁾。懸案の叙任権問題を解決して皇帝戴冠式を挙行するのがその目的であった。コンスタンティヌスⅡバシリカ内のサンタマリアイーンⅡトゥツリ（塔中の聖マリイア礼拝堂）において教皇側と国王側の代表のあいだで交渉がすめられ、一一〇一年二月四日に協定書がなつた。二月九日にハイน์リヒはストリにおいて本協定書を確認した。その骨子は次のとおりである。ハイน์リヒ五世は指輪と杖による叙任を放棄し、バスカリス二世は帝国司教にたいして王にレガリアを返還するように命じ実行させる。さらにハイน์リヒは教会の非レガリア所有地を教会領として確認し、その最大の領地である聖ペトロ世襲領の回復に責任を負う。協定書では教会固有の所有地および権利（ecclesiasticaと呼ばれている部分）がレガリアから区別され、前者

には聖ペトロ世襲領がふくまれた。¹⁵⁾この「非現実的な」協定書は十二世紀の巡歴説教者がとなえた使徒的清貧の理想から生まれたのではなく、シモニアの根絶と司牧の充実という教会改革の理想から生まれたのである。¹⁶⁾司教はレガリア受領の見返りに法廷出仕や軍務をひきうけざるをえなくなり、シモニア異端に染まる危険がつねに存在したからである。「俗事への関心から解放された司教はおのれの民の司牧について配慮すべきであり、長期間おのれの教会を留守にしてはならない」とパスカリスは述べている。先代諸教皇からパスカリス二世を分かちつ決定的な相違は、彼がレガリアに関する国王の権利をはっきり認めた点にある。しかし戴冠式当日（二月十二日）、サン・ピエトロ聖堂で協定書が朗読されると、高位聖職者は一斉にこれに反発した。彼らはレガリアの返還は実行不可能であるのみか異端の虞さえあると主張して協定書に異議をとなえた。式典は中止になり、教皇と十六名の枢機卿は捕囚の身となった。二か月の監禁生活によって疲弊した捕虜を釈放させ、ローマ市と教会を略奪と荒廃から守るためには、もはや妥協するしか方法はなかった。四月十一日にポンテ・マンモロ協定がむすばれ、パスカリスはハインリヒに指輪と杖による叙任を認め、

王の叙任をまつて聖別することを了承したのである。¹⁷⁾そのうえハインリヒにアナテマを科さず、彼を正式に皇帝として戴冠すると約束した。四月十三日に戴冠式がサン・ピエトロ聖堂でおこなうそかに挙行され、そ

の席でパスカリスは皇帝に特許状を手渡した。式典終了後ハインリヒはラテラノ聖堂までの慣例の行列行進をとりやめて急遽キャンプにひきかえし、あわただしく帰国の途についた。教皇と枢機卿の長期にわたる拘束とポンテ・マンモロ協定の強要はハインリヒ五世の人物評価に決定的な影響をおよぼした。彼は冷酷な君主、教会の迫害者として、そのご長く記憶されることになったからである。

パスカリスがハインリヒの叙任権を承認したことはフランス、イタリアの聖職者の怒りを買ひ、教皇に対する勧告と非難の書簡が雨あられと降りそそいだ。¹⁸⁾教皇は夏以降いやまず批判の重圧に耐えかねて教皇を退位し、ガエータ湾に浮かぶポンツァ島に隠遁して余生を修道士として過ごすことを考えるまでになった。枢機卿たちの強い要請によつて教会会議の召集はもはや避けがたい情勢にあつた。協定の締結からおよそ一年が経過した一一二年三月十八日に、ラテラノ聖堂で教会会議が開かれた。枢機卿のほぼ全員と百三十名以上の司教が出席した。会期は六日間にまたがったが、最初の三日間の審議内容がまったく伝えられていないのは議事進行をめぐる議論が紛糾したせいと思われる。五日目にパスカリスはハインリヒの捕虜になった経緯を説明し、教会と市民のより大きな悲劇を避けるために国王の叙任権を承認したと釈明した。しかし「兄弟たち（枢機卿）の助言と副署なしに」《sine fratrum consilio aut subscriptionibus》協定書を作成した

のはあやまりであったと述べておのれの非をみとめたのである。⁽¹³⁾ 会議は六名のメンバーからなる調査委員会を設置し、その議長にアングレーム司教兼アキテース教皇特使ジェラルドを指名した。協定書にたいする不満をはずめ、教皇が異端者として裁かれないための手立てを講ずるためである。最終日の六日目に、パスカリスは出席者全員を前にして信仰宣言 (Professio fidei) をおこなった。⁽¹⁴⁾ 信仰宣言はシスマ的司教や異端司教が正統信仰に復帰するさいに要求されるものである。そしてあらためて俗人叙任の禁止が確認された。最後にジェラルドが立ち上がって教皇と出席者一同の同意を得てから協定書の破棄決議文を朗読した。ここで特許状は教皇パスカリスから王ハインリヒの暴力によって強奪された瀆許状 *privilegium* であると烙印をおされたのである。⁽¹⁵⁾ 会議の閉幕後ジェラルドは枢機卿デイヴィズをともなつてドイツに行き、復活祭前夜に王宮のあったミュンスターでハインリヒに会い、破棄文書を手渡した。こうして教会の混乱もようやく収束にむかっただのである。

ポンテマンモロ協定から翌年のラテラノ教会会議の開催までおよそ一年におよんだ改革教皇権の危機が枢機卿の自覚をうながし、教皇政治にたいする彼らの発言権を強化したことは疑いをいれない。⁽¹⁶⁾ 教会会議の召集を可能にしたのは実際には枢機卿の圧力であった。教皇と枢機卿団の協同統治の進展とともに注目されるのは枢機卿団内部

の党派の形成である。すこし時代が下るが興味深い事実を指摘しておこう。破棄文書に署名した二十四名の枢機卿のうち、改革史上の転機になった一一三〇年のシスマの勃発時になお生存していた者は四名をかぞえる。彼らはこぞって対立教皇アナクレトウス二世を支持している。破棄文書の作成に主導的な役割をはたしたアングレーム司教ジェラルドもまだ生存しており、彼もその死 (一一三六年五月) にいたるまで対立教皇の教皇特使として活躍した。⁽¹⁷⁾ これに対してインノケンティウス二世を支持した枢機卿には一一二二年のラテラノ教会会議以前に任命された者は一人もいない。ポンテマンモロ協定とそれにつづく改革教皇権の危機が枢機卿の思想・世代間対立に重大な影響をおよぼしたことが理解されよう。

パスカリス二世は一一一八年一月二十一日にローマのサンタンジェロ城で没した。ウルバヌス二世・パスカリス二世の下で三十年間尚書院長をつとめた助祭枢機卿ガエータのヨハネスが教皇に選出されたのはその三日後 (一月二十四日) である。教皇改革第二期の始めと終りをモンテカッシノ修道士が占めたことになる。彼は改名してゲラシウス二世を名乗った。教皇改革期にレオ一世、グレゴリウス一世を想起して改名した者はいたが、ここにゲラシウス一世の統治理念に共鳴し、それを継承しようとする教皇が登場したのである。⁽¹⁸⁾ すでにゲ

レゴリウス七世がメッス司教ヘルマンに宛てた第二書簡の中でゲラシウス一世の皇帝宛書簡を引用して以来、彼の思想は教皇官房でもよく知られていた。ヨハネスの改名は彼が強力な統治をめざしていたことを示している。しかしローマの政情不安によって居所を転々と移さざるをえなかった事情と一年余りの短期の在位のゆえに政策の実現は叶わなかった。教皇選出直後に、皇帝派ローマ貴族のケンキウスⅡフランジバーニが率いる武装兵に急襲されてゲラシウスは一時拉致、拘禁されている。⁽¹⁶⁾同年三月には、三度目のローマ入りをはたしたハイ

リヒ五世がブラガ司教マウリティウスを対立教皇（グレゴリウス八世）に立ててローマの市政を混乱させた。ハインリヒの軍が撤退したのち、ローマに戻ったゲラシウスは再びミサのさなかにフランジバーニ一族（門閥の名称の意味が〈パンを砕く〉とはよく言ったものだ）に襲われた（七月）。ローマが安全ではなくなったためにゲラシウスはフランス亡命を決意し、十名の枢機卿とともに海路でピサ、ジェノーヴァを経由してマルセイユに向かった。⁽¹⁸⁾同年十一月月上旬にサン＝ジルに到着し、そこから紆余曲折をたどりながら七十日をかけて千六百五十キロを騎行してクリュニーにたどり着いた。途中ヴェイエンヌではハインリヒ五世との和平を批判していた大司教ギーと会談している。五十代後半の教皇にとって厳寒の時節に毎日平均二十五キロを走行するのは大変な労苦だったであろう。クリュニーに着いたときには教皇

はすでに重症の肋膜炎をわずらっており、病床に臥す身となった。ゲラシウスは死を前にして後継者にパレストリーナの司教枢機卿コーノを推薦したが彼はこれをことわり、代りにヴェイエンヌ大司教ギーを推薦した。一一一九年一月二十九日に、ゲラシウスはクリュニーで生涯を閉じ同修道院に葬られた。四日後にギーがクリュニーで教皇に選出された。カリクストゥス二世である。⁽¹⁸⁾五代四十五年間つづいた修道士教皇の時代は終わり、久々に在俗聖職者出身教皇がここに誕生したのである。

注

- (1) H.F.J.Cowdrey, *The Age of Abbot Desiderius: Montecassino, the Papacy, and the Normans in the Eleventh and Early Twelfth Centuries*, Oxford 1983, 177ff.
- (2) J.Haller, *Das Papsttum, Idee und Wirklichkeit*, Hamburg 1965 (1950-53), II, 311.
- (3) A.Becker, *Papst Urban II (1088-1099)*, Teil I, Stuttgart 1964, 83.
- (4) Cowdrey, *op. cit.*, 175f.; G.A.Loud, "Abbot Desiderius of Montecassino and the Gregorian Papacy," *Journal of Ecclesiastical History* 30 (1979), 305-26.
- (5) Cowdrey, *op. cit.*, 188f. cf. MGH, *conclia aevi Karolini*, T. I, Pars 1, 86 (Hg. A.Werminghoff): c.1 in apostolatus culmen unus de cardinalibus

- presbiteris aut diaconibus consecratur.’
- (9) A.Fliche,*La Réforme Grégorienne*. III. Genève 1978 (Paris 1924-37). 205. フリッシユのヴァクトル三世に対する厳しい評価が客観性を欠いていて、点についてはすでにロニーが指摘している。グレゴリウス七世の熱烈な賛美者であったフリッシユはリヨン大司教ユーグには甘いが和解的なヴァクトル三世には批判的なのである。cf. Abbé Rony, “Election de Victor III: Conflit entre le nouveau pape et Hugues archevêque de Lyon.” *Revue d'histoire de l'Église de France* 14 (1928). 145-60. spécialement 146.
- (10) Cowdrey, *op. cit.*, 214-17; Becker, *op. cit.*, 91-6.
- (11) ‘...cujus (Gregorius) ex toto sequi vestigia cupiens, omnia quae respuit respuo, quae damnavit damno, quae dilexit prorsus amplector, quae vera rata et catholica duxerit confirmo et approbo.’ PL, t.151, col.284 (JL, 5348).
- (12) Cowdrey, *Popes, Monks and Crusaders*. London 1984. 所収の以下の三論文はそれぞれ IV: Archbishop Aribert III of Milan; V: The Papacy, the Patarenes and the Church of Milan; VI: The Succession of the Archbishops of Milan in the Time of Pope Urban II.
- (13) Becker, *op. cit.*, 98.1. S. Robinson, *Henry IV of Germany, 1056-1106*. Cambridge 1999. 275-95.
- (14) MGH, *Constitutiones* I. Nr. 394, 564.
- (15) H. Fuhrmann, “Gregor VII. 《Gregorianische Reform》 und Investiturstreit.” in: M. Greschat (Hg.), *Das Papsttum I. Von den Anfängen bis zu den Päpsten in Avignon*. Stuttgart 1985. 173; W. Hartmann, *Der Investiturstreit*. München 1993. 32.
- (16) 関口武彦「改革教皇の改名」『山形大学紀要・人文科学』第十二巻第四号(一九九三年)五四頁。cf. J. H. Claxton, “On the name of Urban II.” *Traditio* 23 (1967). 489-95.
- (17) Becker, *op. cit.*, 98-9.
- (18) フォン・ヘルの論題は十三世紀に現れる。cf. E.-D. Hehl, “Das Papsttum in der Welt des 12. Jahrhunderts. Einleitende Bemerkungen zu Anforderungen und Leistungen.” in: E.-D. Hehl, I. H. Ringel und H. Seibert (Hg.), *Das Papsttum in der Welt des 12. Jahrhunderts*. Stuttgart 2002. 9-23.
- (19) Ü. Ziese, *Wibert von Ravenna. Der Gegenpapst Clemens III. (1084-1100)*. Stuttgart 1982. 275.
- (20) *Ibid.*, 194.
- (21) *Ibid.*, 197.
- (22) *Ibid.*, 185ff.
- (23) メルフト教会会議のドイツ文 Mansi, t.20, cols. 721-6; HL, V. 1.344f. はそれぞれに広い視野に立ってウルバヌス二世の改革政策を論じたニックターの論文が参照されなければならない。Becker, “Urban II. und die deutsche

- Kirche" in: J. Fleckenstein (Hg.) *Investiturstreit und Reichsverfassung* (Vorträge und Forschungen 17), Sigmaringen 1973, 241-75; id., "Das 12. Jahrhundert als Epoche der Papstgeschichte" in: E.-D. Hehl u.a. (Hg.) *op. cit.*, 293-323.
- (21) Ziese *op. cit.*, 191f.
- (22) Robinson *op. cit.*, 285.
- (23) Ziese *op. cit.*, 224. 『ローチエンシマ教会会議の教令は』 *MGH, Constitutiones* I, Nr. 393, 561-3. 収録。
- (24) "In hac sinodo quatuor fere milia clericorum et plus quam triginta milia laicorum fuisse perhibentur." *Bernoldi Chronicon, MGH, SS* 5, 462.
- (25) *Ibid.*, 461. "Tantus enim convenerat populus, ut nulla eos aeclesia caperet." *MGH, Constitutiones* I, Nr. 393, 561.
- (26) 関口武彦「中世秘跡論争」『山形大学紀要・社会科学』第四十卷第一号（二〇一〇年）四八頁。
- (27) "Quamvis autem misericordiae intuitu magnaue necessitate cogente hanc in sacris ordinibus dispensationem constituerimus, nullum tamen praerudicium sacris canonibus fieri volumus, sed obtineant proprium robur. Et cessante necessitate, illud quoque cesset quod factum est pro necessitate." *Ibid.*, 563; can. 12; cf. J. Laudage (Hg.) *Der Investiturstreit*, Köln/Wien 1989, 74f.
- (28) クレルモン教会会議の教令について『*Mansi*, t. 20, cols. 815-9; *HL*, V-1, 399ff. など。
- (29) "Ne episcopus vel sacerdos regi vel alicui laico in manibus ligium fidelitatem faciat." *Mansi, ibid.*, 817.
- (30) "Quicumque pro sola devotione, non pro honoris vel pecuniae adeptione ad liberandam ecclesiam Dei Jerusalem profectus fuerit, illud pro omni poenitentia reputetur." *Ibid.*, 816. cf. Cowdrey, "The Genesis of the Crusaders: the Springs of Western Ideas of the Holy War" in: id., *Popes, Monks and Crusaders*, XIII; id., "Cluny and the First Crusade" in: *ibid.*, XV.
- (31) E. Peters (ed.) *The First Crusade: The Chronicle of Fulcher of Chartres and Other Source Materials*, Philadelphia 1971, 2-5. 修道士ロヴェーンの報告は十二世紀第一・四半期に書かれている。クレルモンの演説については八塚春児『十字軍という聖戦』日本放送出版協会、二〇〇八年、二八頁以下を参照。
- (32) *JL*, 5678.
- (33) *HL*, V-1, 454f. 関口武彦『コミュニー修道制の研究』南窓社、二〇〇五年、第十四章。
- (34) N.F. Cantor *Church, Kingship, and Lay Investiture in England 1089-1135*, New York 1969, 91f.

- (35) *JL.5706P, KehrItalia Pontificia* Ⅲ. 25.Nr.81. c.f.E.Curtis, *Roger of Sicily and the Normans in Lower Italy 1016-1154*, New York 1912 (repr.1973), 98f.
- (36) H.-W.Klewitz, "Studien über die Wiederherstellung der römischen Kirche in Süditalien durch das Reformpapsttum", in: *Reformpapsttum und Kardinalkolleg*, Darmstadt 1957, 183.
- (37) Ziese, *op.cit.*, 264ff.
- (38) *Ibid.*, 272.
- (39) *Ibid.*, 273.
- (40) *JL.5383, Mansi*, t.20, col.664. c.f.L.Saltet, *Les Reordinations. Études sur le Sacrement de l'Ordre*, Paris² 1907, 240f.
- (41) 本書中' *PL*, t.180, cols.857-968 の収録。校訂版中' R.Kretzschmar (Hg.), *Alger von Luitrichs Traktat "De misericordia et iustitia"*, Ein kanonistischer Konkordanzversuch aus der Zeit des Investiturstreits. *Untersuchungen und Edition* (Quellen und Forschungen zum Recht im Mittelalter 2), Sigmaringen 1985. アルゲリクスは一一二〇年代以前に本書を執筆したと推定される(R.Somerville and B.C.Brasington, *Prefaces to Canon Law Books in Latin Christianity*, Yale University 1998, 117). したがって N.M.Haring, "A Study in the Sacramentology of Alger of Liège", *Medieval Studies* 20 (1958), 41-78. サイヴォスはほぼ同時期の一〇九四-一〇九五年に執筆されたと推定している。アルゲリクスは一一二一年にタリユニー修道士になり、十年後(一〇三〇)に死去した。
- (42) 'ut nullam contrarietatis discordiam pararet aliqua eorum diversitas', Kretzschmar (Hg.), *op.cit.*, 188.
- (43) *De Excommunicatis Vitandis de Reconciliatione Lapsorum et de Fontibus Iuris Ecclesiastici*, *MGH Libelli* II, 112-42.
- (44) *Ibid.*, 131.
- (45) *Ibid.*, 118.
- (46) 'Nec mireris si Romani pontifices hanc semper peculiariter habuerint potestatem, ut canones pro tempore dispensarent. Ipsi enim sunt auctores canonum et illa sedes semper habuit hoc privilegium, ut ligatum vel solutum sit, quicquid ipsa ligaverit vel solverit.' *Ibid.*, 140.
- (47) イヴァにこのついでに以下の研究を参照。H.Hofmann, "Ivo von Chartres und die Lösung des Investiturstreits", *Deutsches Archiv* 15 (1959), 393-440; R.Sprandel, *Ivo von Chartres und seine Stellung in der Kirchengeschichte*, Stuttgart 1962. イヴァの序文は' *PL*, t.161, cols.47-60. の収録されているが、ついでにこのつも校訂版がある。B.C.Brasington (Edition and Analysis), *Ways of Mercy: The Prologue of Ivo of Chartres*. Münster 2004, 115-42.
- (48) Ch.Rolker, *Canon Law and the Letters of Ivo of Chartres*, Cambridge 2010. ロルカーは、イヴァの主要著書は *Decretum* であり、*Panormia* は彼の著作

- ではないと主張するが、その彼も『序文』はイヴォの真作と認めつつ
 8 (ibid.290ff)。『序文』の英訳は R.Somerville and B.C.Brasington, *op. cit.*, 132-58に収録。カノン法集成の『序文』が歴史学の史料として重要
 な点を指摘した次の研究を参照されたこと。Brasington, "Prologues
 to Canonical Collections as a Source for Jurisprudential Change to the
 Eve of the Investiture Contest", *Frühmittelalterliche Studien* 28 (1994), 226-
 42.
- (47) Brasington, *Ways of Mercy*...126.
- (48) *Ibid.*, 132ff.
- (49) *Ibid.*, 135ff.
- (50) "Privilegia enim paucorum communem legem non faciunt.", *ibid.*, 140.
- (51) "Sic alie dispensaciones salubri deliberacione admisse cessante
 necessitate debent et ipse cessare nec est pro lege habendum quod
 aut utilitas suavit. aut necessitas imperavit.", *ibid.*, 140.
- (52) Sprandel, *op. cit.*, 77-85.
- (53) J.Leclercq (ed et trad.), *Yves de Chartres, Correspondance*, I (1090-1098),
 Paris 1949, n° 16 (a^o1094), 68ff.; Sprandel, *op. cit.*, 83. G・デュロー (篠田勝英
 訳) 『中世の結婚』新評論、一九八四年、二二六―二六頁。
- (54) P.Fournier et G.Le Bras, *Histoire des collections canoniques en Occident
 depuis les Fausses Décretales jusqu'au Décret de Gratien*, T. II, Paris 1932, 99-
 105, 109-14.
- (55) J.Gilchrist, "The Reception of Pope Gregory VII into the Canon Law
 (1073-1141)", *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte Kan.Abtt.*
 59 (1973), 35-82; 66 (1980), 192-229.
- (56) R.Schieffer, "Rechtstexte des Reformpapsttums und ihre zeitgenössische
 Resonanz", in: H.Mordek (Hg.), *Überlieferung und Geltung normativer Texte
 des frühen und hohen Mittelalters*, Sigmaringen 1986, 61f.; H.
 Fuhrmann, "Papst Gregor VII. und das Kirchenrecht. Zum Problem des
 Dictatus Papae", *JG*, 13 (1989), 148f.
- (57) Skuttner, "Urban II and Gratian", *Traditio* 24 (1968), 504-5.
- (58) Leclercq, *op. cit.*, n° 59 (a^o1097), 236.
- (59) "legationis officium pars sit apostolice sollicitudinis, non plenitudo
 potestatis.", *ibid.*
- (60) *Decreti Pars V, Cap. 11, in: PL*, t. 161, col. 326; *ibid.*, Cap. 56; *in: ibid.*, col. 346.
- (61) Leclercq, *op. cit.*, n° 62 (a^o1096), 258-63.
- (62) *Ibid.*, n° 36, 49, 56, 62.
- (63) 関口武彦「聖堂参事会改革の歴史的位置」『山形大学紀要・社会学
 学』第十九巻第一号 (一九八八年) 八六頁以下。
- (64) 同「"Diversi sed non adversi"」『山形大学紀要・社会科学』第十八巻第
 一号 (一九八七年) 一七九頁以下。

- (69) Y. Veyrenche, "Quia vos estis qui sanctorum patrum vitam probabilem renovatis... Naissance des chanoines réguliers: jusqu'à Urbain II", dans: M. Parisse (éd.), *Les Chanoines réguliers. Émergence et expansion (XI^e-XIII^e siècles)*, Saint-Étienne 2009 (六下 CR-V 略記), 29-69.
- (88) *Pl. t.*, 151, cols. 295, 524.
- (89) *Ibid.*, cols. 337-9. Veyrenche *op. cit.*, 57ff. 関口「聖堂参事会改革」九〇頁。
- (70) 同前、九〇頁。
- (71) 関口、クリュニー修道制、三六六―七頁。
- (72) 同前、三六三―四頁。
- (73) P. Montaubin, "Les chanoines réguliers et le service pastoral (XI^e-XIII^e siècles)", *CR*, 119-57, spécialement 156.
- (74) *Ibid.*, 157. 同じく聖堂参事会改革について二点ほど指摘しておきたい。
- 第一に、参事会改革が問題になるのは一般的に言って教区聖堂参事会 (chapitre collegial) であつて司教座聖堂参事会 (chapitre cathedral) ではない。もちろん後者が律修化されたケースもないわけではない。
- 帝国では、Salzburg, Gurk, Trient, Fribourg, フランスでは北仏の Séez, St. Malo, 南仏の Belley, Tarentaise や同じく十六座がそうである (cf. S. Excoffon, "Les chanoines réguliers dans l'espace français: XII^e-XIII^e siècles. Une approche cartographique", *CR*, 499-524)。しかし司教座聖堂参事会の共同生活と律修化は概して困難であり、たとい試みられても短命にお
- わっている。司教座参事会は保守的な土地所有貴族の牙城であり、その聖職禄は一族によって世襲的に相続されたからである。参事会員が準拠したのは八一六年に制定されたアーヘン会則であつて、彼らのあいだでは私的所有、居住の自由、出務義務の緩和、聖職禄の併有は普通であつた。十一、十二世紀の参事会改革はおもに教区の参事会から発祥している。たとえば、Saint-Ruf, Saint-Quentin de Beauvais, Saint-Victor, Arronaize, S. Frediano (Lucca), S. Maria in Reno (Bologna), S. Maria in Porto (Ravenna), Rottenbuch, Springersbach, Prémontre, Sempringham などの名だたる改革参事会がそうである。したがって司教座聖堂参事会の分析からだけでは、聖堂参事会改革の全体像とその歴史的意義を明らかにすることはできない。第二に、教区参事会と司教座参事会を互いに没交渉で別個の団体としてとらえてはならない。この点について私はすでに指摘しているが (関口「聖堂参事会改革」一〇五頁以下) 司教座聖堂参事会員はしばしば聖職禄の一部を教区参事会に寄進して改革に協力し、共同生活を希望する司教座参事会員はここに隠遁し、ここを墓所として選んだのである。彼らにとって教区の改革参事会は「律修生活の代替施設」「代替による律修化」であつた (Excoffon, *ibid.*, CR, 500). V. Onés-Liebenstein, "L'expansion des chanoines réguliers dans la péninsule ibérique au XII^e siècle", *CR*, 452)。両参事会
- のこのような関係に注目するならば、我々は司教座聖堂参事会員も多

かれ少なかれ改革に感化されたことを理解するであろう。

(75) 第三章の記述は、おもに関口武彦「改革教皇権と枢機脚団」『山形大学紀要・人文科学』第十卷第三号（一九八四年）四八五―五三五頁に拠った。併せて当該論考の注に記載された文献を参照された。

(76) 'cumm sacri canones precipiantur in omni loco tres cardinales presbiteri et duo diaconi papam non deserant propter testimonium aecclesiasticum et propter stilum veritatis.' Beno, *Gesta Romanae Ecclesiae contra Hildebrandum*. MGH Libelli II, 370.

(77) K.Ganzer, "Das römische Kardinalkollegium "in: *Le istituzioni ecclesiastiche internazionale di studio*, Mendola, 26-31 agosto 1971, Milano 1974, 162.

(78) Becker, *op. cit.*, 109ff. 関口武彦「改革教皇の枢機脚政策」『山形大学紀要・人文科学』第十三巻第一号（一九九四年）一五三頁。

(79) D.Jasper, *Das Papsstwahldecret von 1059*, Sigmaringen 1986, 111.

(80) R.Hül, *Kardinal, Klerus und Kirchen Roms 1049-1130*. Tübingen 1977, 55.

(81) 関口「改革教皇権と枢機脚団」五〇四―五五頁。

(82) 同前「五―四頁以下」。

(83) Becker, *op. cit.*, 91ff.; Cowdrey, *The Age of Abbot Desiderius* ... 215f.; C.Servatius, *Paschalis II. (1099-1118)*. Stuttgart 1979, 33ff.; Robinson, *The Papacy 1073-1198*. Cambridge 1990, 62f.

(84) C.G.Furst, "Kennen Wir die Wähler Gelasius II.?", in: *Festschrift Karl Peyer zum 60 Geburtstag gewidmet*. Innsbrucker Beiträge zur Kulturwissenschaft 12 (1966), 69-80.

(85) Kiewitz, "Die Entstehung des Kardinalkollegiums", in: id., *Reformpapsttum* ... 98-111; Robinson, *op. cit.*, 48f.

(86) 関口「前掲論文」五―五頁。

(87) Th.Schieffer, *Die päpstlichen Legaten in Frankreich vom Verrage von Meerssen (870) bis zum Schisma von 1130*. Dissertation Bonn, 1934, 238.

(88) K.Jordan, "Die Entstehung der römischen Kurie", *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte*. Kan. Abt. 28 (1939), 125f.

(89) J.Sydow, "Untersuchungen zur kurialen Verwaltungsgeschichte im Zeitalter des Reformpapsttums", *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 11 (1954/55), 18-73.

(90) D.B.Zema, "Economic Reorganization of the Roman See during the Gregorian Reform", *SG*, 1 (1947), 137-68, especially 140.

(91) Jordan, "Zur päpstlichen Finanzgeschichte im 11. und 12. Jahrhundert", *Quellen und Forschungen aus italienischen Archiven und Bibliotheken* 25 (1933/34), 61-104; Sydow, "Cluny und die Anfänge der Apostolischen Kammer. Studien zur Geschichte der päpstlichen Finanzverwaltung im 11. und 12. Jahrhundert", *Studien und Mitteilungen*

- zur *Geschichte des Benediktinerordens und seiner Zweige* 63 (1951). 45-66.
- (87) Sydon, "Untersuchungen..." *op.cit.*, 50f.
- (88) ユーベンの宮廷礼拝堂が教皇礼拝堂の形成に影響を及ぼした点について。cf. S.Haider, "Zu den Anfängen der päpstlichen Kapelle," *Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung* 87 (1979). 38-70.
- (89) R.Elze, "Die päpstliche Kapelle im 12. und 13. Jahrhundert," *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte*, Kan.Abt. 67 (1950). 145-204.
- (90) *LP*, III, 312.
- (91) Wido episcopus Ferrariensis, *De Scismate Hildebrandi*, MGH, *Libelli* I, 529-67, vornehmlich 564-5. cf. Fliche *op.cit.*, III, 256-301.
- (92) Leclercq *op.cit.*, n°60 (a°1097). 238-55.
- (93) 'Domnus quoque papa Urbanus reges tantum a corporali investitura excludit, quantum intelleximus, non ab electione, in quantum sunt caput populi, vel concessione.' *ibid.*, 246.
- (94) 'Quae concessio, sive fiat manusive fiat nutusive, linguae sive virgae, quid refert? cum reges nihil spirituale se dare intendant, sed tantum aut votis petentium annuere aut villas ecclesiasticas et alia bona exteriora, quae de munificentia regum obtinent ecclesiae, ipsis electis concedere.' *ibid.*, 246-8. ユヴァの俗人叙任に関する見解はローネルがそのロンメル協約で表明された見解とは根本的に異なる点に注意しなげ
- (95) cf. Cantor, *op.cit.*, 202-16; U.-R.Blumenthal, *The Investiture Controversy: Church and Monarchy from the Ninth to the Twelfth Century*. Philadelphia 1988, 158.
- (100) Blumenthal, *The Early Councils of Pope Paschal II. 1100-1110*. Toronto 1978, 32-73.
- (101) *Ibid.*, 53.
- (102) *Ibid.*, 128f.
- (103) Cantor, *op.cit.*, 79ff.
- (104) *Ibid.*, 166f. ハスカリスのアンセルム宛書簡(一一〇二年四月十五日付け) のことば。 *PL*, t.163, col.91, 98-99。
- (105) H.Böhmer, *Kirche und Staat in England und in der Normandie im XI. und XII. Jahrhundert*. Leipzig 1899 (Neudruck, Darmstadt 1968). 159.
- (106) Cantor, *op.cit.*, 216ff.
- (107) 'hominia tamen praelatorum nondum vult dimittere.' *PL*, t.159, col.160.
- (108) E・H・カントーロヴィチ(小林公訳) 『王の二つの身体』平凡社、一九九二年、七四頁。
- (109) Cowdrey, "Pope Gregory VII and the Anglo-Norman Church and Kingdom," *SCS* 9 (1972). 107ff.; Blumenthal, *The Investiture Controversy*... 153.
- (110) 'donec per omnipotentis Dei gratiam ad hoc obtinendum cor regium tuae praedictionis imbribus molliatur.' *PL*, t.163, col.187.

- (11) *PL*.163.col.219.
- (12) Eadmer.*Historia novorum in Anglia* sa. 1107. D.Whitelock,M.Brett.C.
N.L.Brooke(ed.).*Councils and Synods with Other Documents Relating to the English Church*. I.2.Oxford 1981.No.115.692f.
- (13) *Mansi*.t.20.col.1023.
- (14) Cantor.*op.cit.*.253-73,279-300.
- (15) 中世ヨーロッパの疑問を提示しよう。cf.Fliche,"Y-a-t-il eu en France et en Angleterre une Querelle des Investiture?,"*Revue Benedictine* 46(1934).283-95.
- (16) Becker,*Studien zum Investiturstreit in Frankreich. Papsttum, Königtum und Episkopat im Zeitalter der gregorianischen Kirchenreform (1049-1119)*. Saarbrücken 1955.119-21; M.Pacaut,"L'investiture en France au début du XII^e siècle",dans: *Études d'histoire du droit canonique dédiées à Gabriel Le Bras*. Paris 1965.t.1.665-72. Blumenthal.*op.cit.*.166; S.Weinfurter,*Canossa. Die Entzaubung der Welt*. München 2006.187f.
- (17) M・ブロック(井上泰男・渡辺昌美共訳)『王の奇跡―王権の超自然的性格に関する研究、特にフランスとイギリスの場合』刀水書房、一九九八年、二〇―四六頁。
- (18) Becker.*op.cit.*.114-7.
- (19) H.Waquet(éd.et trad.).*Suger,Vie de Louis VI le Gros*. Paris 1964.52ff.
- (20) B.Monod,*Essais sur les rapports de Pascal II avec Philippe I^{er} (1099-1108)*. Paris 1907.57. トリミンガムへの意見に賛同しよう。cf. Fliche,*La Réforme grégorienne et la Reconquête chrétienne (1057-1125)*. Paris 1946.355.
- (21) Waquet.*op.cit.*.56-61.
- (22) *Ibid.*.62. エロト会議のようだが *Mansi*.t.20.col.1223; Blumenthal,*The Early Councils*...:74-101.やがや。
- (23) Fliche.*op.cit.*.355.
- (24) Becker.*op.cit.*.160ff. Weinfurter.*op.cit.*.192f. マインフルターは王と教会との関係にやがや' Verstaatlichung'の第一歩が踏みだされたこと述べている(*ibid.*,193)。
- (25) Becker.*op.cit.*.133.
- (26) *QZG*.Nr.34(a⁰1105).106-11.
- (27) *JL*.6050.
- (28) *QZG*.Nr.37(a⁰1106).112-21; Nr.39(a⁰1106).122-31.
- (29) *QZG*.128f.
- (30) Waquet.*op.cit.*.60f.
- (31) *JL*.6173(1107.1023).
- (32) I.Schmale-Ort,*QIS*.39-41. "De investitura episcoporum"の最新の校訂版は J.Krimm-Beumann,"Der Traktat 《De investitura episcoporum》 von

- 1109" *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 33 (1977), 66-83.
- (133) Krimm-Beumann, *op. cit.*, 77-8.
- (134) P. Classen, "Das Wormser Konkordat in der deutschen Verfassungsgeschichte," in: J. Fleckenstein (Hg.), *op. cit.*, 420f.
- (135) 以下の記述は主として関口武彦「改革教皇権の危機 一一一一—一一二一年」『山形大学紀要・社会科学』第二十四巻第一号(一九九三年)一〇七—二八頁に拠った。
- (136) 同前、一一三頁。
- (137) 同前、一一二頁。
- (138) 'Oportet enim episcopos curis secularibus expeditis curam suorum agere populorum nec ecclesiis suis abesse diutius.' *MGH, Constitutiones* I, Nr. 90.141.
- (139) '...confirmamus, ut regni tui episcopis vel abbatibus libere, preter violentiam et simoniam, electis investituram virgae et annuli conferas. Post investitionem vero canonicè consecrationem accipiant ab episcopo ad quem pertinuerint.' *ibid.*, Nr. 96.145.
- (140) 関口「前掲論文」一一八頁以下。
- (141) *MGH, ibid.*, Nr. 399.572-3. *LP*, II, 370.
- (142) *MGH, ibid.*, 571. *LP, ibid.*
- (143) *MGH, ibid.*, 572.
- (144) 関口「前掲論文」一二四頁以下。
- (145) 同前、一二五—七頁。
- (146) S. Freund, "Est Nomen Omen? Der Pontifikat Gelasius II (1118-1119) und die päpstliche Namensgebung," *Archivum Historiae Pontificiae* 40 (2002), 53-83.
- (147) *LP*, II, 313.
- (148) Freund, *op. cit.*, 74ff.
- (149) *Ibid.*, 81.

La Réforme Pontificale (II)

Takehiko SEKIGUCHI

Le pontificat d'Urbain II et Pascal II(1088-1118) marque un tournant dans l'histoire de la lutte qui durait depuis 1076. Le déroulement de la lutte avait montré que les intransigeantes revendications théocratiques de Grégoire VII étaient non seulement irréalisables mais contraires au sentiment populaire. Aussi abandonna-t-on les questions de principes qui étaient au premier plan pendant la période grégorienne et se limita-t-on à la question des investitures. Lors d'une rencontre entre Henri I^{er} de l'Angleterre et Anselme de Canterbury à Laigle(juillet 1105), Henri déclara renoncer à l'investiture, mais il continuait à affirmer ses droits sur l'hommage(*hominium*) des prélats. La querelle des investitures en France fut réglée, lors d'une rencontre à Saint-Denis(avril 1107) entre le pape Pascal II et les rois Philippe I^{er} et Louis VI. En France, non seulement on abandonnait désormais l'investiture laïque (royale) par la crosse et l'anneau, mais le roi renonçait également à l'hommage prêté par les évêques et se contentait d'exiger d'eux un serment de fidélité. La querelle se réduisait définitivement à la question de l'investiture. Comme l'empereur Henri V(1106-1125) ne démordait pas de l'investiture royale avec la crosse et l'anneau, les fronts se figèrent et le règlement d'un conflit fut retardé.

Grégoire VII ne fit pas d'innovation dans la structure administrative. Mais l'on peut signaler les rénovations remarquables des organes de l'administration sous deux pontificats d'Urbain II et Pascal II. Avec l'institutionnalisation qui est un des traits caractéristiques de l'administration de l'Église à partir de la fin du siècle, commence un nouveau chapitre de l'histoire des papes. Elle touche à toutes les branches du gouvernement central de l'Église, le service financier(*camera apostolica*), la chancellerie pontificale(*cancellaria apostolica*), la chapelle papale(*capella papalis*), et le collège des cardinaux. Les cardinaux ne pouvaient plus accomplir leurs fonctions liturgiques traditionnelles et celles-ci furent confiées aux chapelains. Mais le pape Pascal remettait à leurs chapelains de multiples tâches, donc ils devenaient bientôt la pépinière de cardinaux. Pascal II éleva tous ses secrétaires et chapelains(*scriptores suos omnes ac capellanos*) au rang de cardinal. C'est le collège des cardinaux qui assura la continuité de la politique papale.